
令和4年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和4年12月8日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和4年12月8日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 7. 桜下 善博 議員
 - 8. 三浦 浩明 議員
 - 9. 村上 定陽 議員
 - 10. 松蔭 茂 議員
 - 11. 桑原 三平 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 7. 桜下 善博 議員
 - 8. 三浦 浩明 議員
 - 9. 村上 定陽 議員
 - 10. 松蔭 茂 議員
 - 11. 桑原 三平 議員
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 6番 松蔭 茂君 | 7番 河村 隆行君 |
| 8番 大庭 澄人君 | 9番 藤升 正夫君 |
| 10番 中田 元君 | 11番 庭田 英明君 |
| 12番 安永 友行君 | |
-

欠席議員(1名)

- 5番 河村由美子君
-

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまから開会をします。

5番の河村由美子議員より欠席届が出ておりますので、報告をしておきます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に対しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 改めまして、おはようございます。1番、桜下でございます。私は、2問通告をしてありますので、質問させていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

私は、一議員であります。町民の皆様の選挙によって選ばれ、町民の代表者であり、代弁者であります。常に町民目線でこれからも質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

まず、1点目の六日市病院の公設民営化実現についてということで質問させていただきます。

六日市病院の公設民営化につきましては、昨日も、また今日、私の後も同僚議員が質問を予定しておりますので、町長、答弁が重複になるかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

1年に4回一般質問の機会がありますが、私は1年のうちの3回ぐらい、今年も昨年もその前も、病院関係で質問させていただいております。それだけ六日市病院に関する公設民営化と申しますのは、本当に地域医療を守るといことで、大変重要な町の一番の課題になっておりますので、何回も同じ質問をすることをお許しをいただきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。

言うまでもなく六日市病院の公設民営化は、何度も繰り返しておりますが、平成29年頃までは、六日市病院は黒字でありました。

ところが、それを境に赤字に転向しまして、国の交付税、町の多額な財政補助をしておりますが、赤字が解消になっておりません。

何度も指摘をしておりますが、六日市病院の赤字の原因は3つあります。これは、2つは町長も認めておられますが、1つは人口減少による受診者の減少、つまり受診者が減るといことは一番の財源になります入院者の減少。そして、2つ目は、国の政策であります診療報酬の改定、これによりまして各公立病院は大変な苦しい思いをしております。そして3つ目は、町長はお認めになりませんが、六日市学園の閉校による看護師の減少といことで、看護師が非常に減ったといことで、病棟を削減せざるを得ないという現状がありました。この3つが、六日市病院の赤字の大きい原因であります。

それを受けて、町は県と町と病院とで、あり方検討会議を設けました。その中で、地域医療を守るために六日市病院の存続のためには、公設民営化にせざるを得ないという結論に達し、そして、経営改善計画を石州会側に出すように求められました。3度のコンサルタントを導入し、そして今年の3月までに最終的といいましょうか、経営改善計画を石州会側から出していただきました。

そして、その計画につきましては、評価委員会を立ち上げ、評価委員会でも可とし、そして、町長もこの計画については可とするといことで、一気に公設民営化に向かっていくものと思っておりますし、病院側もこの3月までに申請をすれば、令和6年には公設民営化は実現できるという思いで、理事長をはじめ職員が一丸となってアクションプランの実行をしております。それが現在の状況だと思っております。

順調に推移をすと思っておりましたが、実は病院側は、この秋までに申請をすれば、6年からは移行できるというふうな思いを持っておった。しかし、町のほうでは、実績に伴い、また、民営化に移行した後の町の財政における影響等々も含めて、現時点では申請はしないんだという、相互の認識が随分ずれておりました。そういう現状であります。

昨日も同僚議員から質問が出ましたが、公設民営化を実現するために、町では医療対策課を設置し、6人の職員を派遣しました。現在は、1人退職をされて5名といことでありますが、医

療対策課を設置し、昨日も答弁がありました。人件費が、年間5,000万円近い人件費、この中にはこの後申し上げますコア検討会議からの人件費も含めておりますが、約5,000万円程度の多額な金額もかかっております。

そういうお互いに認識の違いがありますが、そこで質問をさせていただきます。町長、昨日も答弁されたかと思いますが、改めて質問をさせていただきますので、答弁をよろしく願いいたします。公設民営化等々含めて、医療対策課では公設民営化早期申請について検討はできなかったのかどうか、そこについてまずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは、桜下議員のまず1点目でございます六日市病院の公設民営化実現についてということで、まず、答弁をさせていただきたいと思っております。昨日も同じような答弁をさせていただきましたが、そのことをお許しください。

それから、具体のところに入る前に、少しおさらいも含めてでございますが、これまでのところを少し補足をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

先般、11月24日の吉賀町議会全員協議会で説明しましたとおり、公設民営化の申請時期につきまして、石州会から令和4年10月4日に質問書が提出されまして、町の公設民営化申請の進捗について回答を求められたところでございます。

町の基本的な考え方といたしましては、公設民営化に向け、課題であります石州会の経営改善を実現するため、全額公費助成をいたしまして、「社会医療法人石州会経営改善計画」が策定されたわけでございますが、評価委員会が適正と判断したこの計画の提出をもって課題が克服されたわけではございません。計画の確実な履行と成果等の確認が求められるわけでありまして、現状では、公設民営化に向けた具体の申請手続きは時期尚早と考えておりまして、令和4年10月25日の開催をされました石州会理事長との意見交換会、これは皆さん方にいろいろお話ししておりますトップ会談とも言われるものでございますが、この交換会を経まして、令和4年11月4日にその旨を回答したところでございます。

今申し上げましたように、まずはコンサルタントのほうへの経営改善計画の策定についての990万円の支援要請、財政支援という要請が石州会のほうからございまして、そのときの文書の中にも、石州会が書かれた文章の中にも、そうした趣旨、いわゆる計画の策定と経営改善に向けての履行、実行が必要なんだと、そのために経営改善計画書を作るんだということが明記されておるということを、まず申し上げておきたいと思っております。

一方で、10月25日の意見交換会におきましては、町、石州会双方とも今後の町の地域医療の灯を消すことはあってはならないとの基本的認識で一致いたしまして、そのために早期の公設

民営化実現が必要であることを改めて確認したところでございます。

また、意見交換会において、今後、公設民営化の実現には吉賀町内だけではなく、益田圏域内の医療機関や、医師確保に向け、島根大学等、あるいは先般も申し上げましたが、島根県立中央病院、こうした医療機関、関係機関との情報共有に基づく連携強化が必要との認識を共有できたというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、まず1点目の医療対策課では検討できなかったのかということでお答えをしたいと思います。

医療対策課では検討できないかということですが、公設民営化に向けた具体的に町が描く病院像につきまして、いかに必要な医師等を確保できるかは、医師派遣について実質的権限を有する機関等の協力や支援が不可欠でございまして、その意味から、医療対策課のみでは医師確保の実現性を担保することは困難であるというふうに考えております。

医師等、いわゆる医療従事者等の確保につきましては、我々のところだけではなかなかまならないところがございますので、そのためにも、今もそうでございますが、島根大学附属病院、あるいは島根県立中央病院、こうしたところの機関にも、ぜひお力添えを頂かなければならないということでございます。

とりわけ島根県立中央病院、出雲にございますが、ここの事業管理者、山口事業管理者、県の特別職でございますが、この方が、いわゆる地域医療についての責任者でもございます。そうした意味からも、ぜひこうした皆様のお力等も頂かなければならないということで、医療対策課だけの検討は非常に難しい部分があるということをお理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど桜下議員のお話の中で、後もあるかも分かりませんが、コア会議メンバーの予算のことがございましたが、議員のほうからはその経費が含まれているというお話でございましたが、これは昨日もここで申し上げましたように、コア会議メンバーの予算につきましては、予算の中、いわゆる経費は含まれておりませんので、そのことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私の、なぜ医療対策課で検討できなかったかという質問の意味は、今まで散々、すみません、散々いうことは大変失礼であります、コンサルタントを導入し、また、その前にはあり方検討会議を設置し、そして経営改善計画書を提出させ、そして評価委員会を立ち上げ、また再びコアメンバー会議ですか、またまたこういう会を立ち上げる。昨日も同僚議員から、一体幾つの委員会を立ち上げて実施するのかという質問が出ておりましたが、私も、それは本当同じであります。医療対策課を立ち上げた時点でも、大変大きな意義があり、また人件費もかかっております。

なぜ、またこの時期になってコアメンバー会議、その前に実務者会議というのが2回行われておりますが、また新たにコアメンバー会議を立ち上げて、そして益田圏域の地域医療とか等々を含めた、当然その中で公設民営化移行についての話もされると思うんですが、一体幾らかけて、また幾つの委員会、会議を立ち上げてすればいいのか、大変疑問であります。

議員も、本当に公設民営化移行という、六日市病院の赤字ということに関しまして、本当に頭の整理がつかないぐらい、いろんな会議、いろんなコンサルタント、いろんな報告書、またまたコアメンバー会議ですか、立ち上げる。本当に一体どれだけ使って、またどれだけ委員会を立ち上げたらできるのかという、本当に疑問に思っている。同僚議員も、昨日全員協議会で質問をいたしました。本当に私は思っております。そういう意味で、先ほど医療対策課で検討ができなかったのかということで質問をさせていただきました。

今、町長が粛々と述べられました。実は私も病院の関係者からお話を聞いたり、資料を頂いておりますが、つまり、病院側はこの秋にまでには申請できると思っていた。しかし、町は申請しないんだということで、議会では議論されているが、病院側には全く進捗状況の説明がないというので、実は、言葉は悪いんですが、しびれを切らして、文書で町長に、10月14日までに進捗状況を報告してくださいということを文書で求めております。

それを受けて、町のほうでは、10月14日付で、国・県に対し、申請事務については現段階では着手をしておりますということを正式に、要するに申請はしないということを報告しております。

一方で、公設民営化の早期移行ということは大変重要だという共通認識を持っているということも述べられておりますが、10月14日の段階になってはじめて進捗状況について、申請事務には現段階では着手をしていない、はっきりと申請はしないんだということを10月になってはじめて文書で報告したと。大変病院側のほうは、憤慨をしておられました。議会では、いろんな議員がこのことに関して、いろいろ質問をしておりますが、病院には全く正式に申請云々についての報告がなかったということを述べられておりました。それで、やむなく文書で説明を求めたと、そういう状況であります。

先ほど町長述べましたが、それを受けて、11月4日付で病院側のほうが、吉賀町の地域医療を守っていく、そのためには公設民営化の実現を目指す必要があるということは、改めて認識、確認をできたということでもあります。

そしてその後、2回の実務者会議を行い、益田圏域内の地域医療等に精通をしたアドバイザーや法的問題等の解決に必要な専門家の確保が必要であるということで、この12月議会にそれに関する議案を上程をするということを文書にて報告しております。

私は、この経緯につきましても、トップ会談というふうに何回も言われていますが、別に文書

でなくても、町長が直々に理事長と面談をして、やっぱりこういう経緯、大事なことは当然協議をすべき、また報告をすべきだったと思いますが、否定ばかりはしておりません。こういうコアメンバー会議を立ち上げて、益田圏域でも一番の有識者であります益田日赤の院長先生をこのメンバー会議に加えて、また法律家の専門の先生も加えて会議を立ち上げるということは、私は非常に大きい一歩だと思っております。

2番目、3番目、いろいろ質問をしておりますが、実はこの一般質問を通告した後にいろいろ状況が変わりましたので、2番目、3番目につきましては、町長、答弁を用意しておられましたら答弁を頂きますが、もう既に今の私の思いの中で十分言い尽くした、また、町長の答弁で理解をしたと思っております。

経緯につきましても、昨日、同僚議員の質問でお伺いしました。町長にぜひ、いつも決意決意ということでお聞きしまして、大変迷惑かけておりますが、私は、コアメンバー会議を立ち上げることで、令和6年には公設民営化が実現できるんだという確信を得ております。

それは、昨日も町長述べられましたが、今までは申請をしても、実績の問題とかあるいは1年半以上かかるとか、そういうことで、なかなか申請をしても難しかったが、県のほうから、来年度、令和5年に早期に申請をすれば、令和6年度の公設民営化実現については、可能というのは私が言うわけですが、非常に前向きに検討できるという答弁を県のほうから頂いたということで、私はコアメンバー会議の設置は、非常に大きな一歩と思っております。

町長に改めてお聞きしますが、コアメンバー会議の立ち上げ等も含めまして、私は県の答弁もお聞きしまして、来年に早期に申請をすれば、令和6年には公設民営化が実現できるというふうな確信を持ちましたが、町長のお考えはいかがでしょう。非常に、大変重いかと思っております、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ話がありましたので、改めてといたしますか、重複する部分もあるかも分かりません。それから、これまでお話をさせていただいたものと多分に重なる部分があるということで、お許しを頂いた上でお話をさせていただきたいと思っております。

公設民営化に向けての病院のやり取りのお話でございますが、まず、いずれにしても公設民営化をするというこのことは、日本全国を見ても非常にまれなことです。それを今やろうとしているわけです。その方向性をやはり打ち出したのは、町それから石州会六日市病院、それから県を含めたこの3者の中のあり方検討会議の中で、その方向性を出したと。

今は、厚生労働省が、公的・公立病院の統廃合、あまりアナウンスしなくなりましたが、でも、つい直近まではそういう話でございました。そういう中であって、あえて公設民営化の道を選んで頑張ろうとしているわけですから、これは行政も病院も、県も含めてですが、財政的にも人的

にもかなりの労力を、犠牲を払わなければならないということです。

ですから、議員のほうからお話がありましたたび重なる会の設置であるとか、そうしたことはやはり必然的にやらざるを得ない。そうしないと、我々の思いが成就しないということをまず御理解をいただきたいと思います。

これを、通告の中では最初の段階でというお話もごさいますが、これは、最初の段階でそれが、想定しておれば、当然そうしたことが問えたと思います。

しかしながら、少し時間がたつ中で、いろいろ我々が分かってきた、病院のほうも分かってきた、県も分かってきた。特に県は、今度は国とのやり取りの中でだんだん分かってきたということがごさいますので、少しずつ時間が経過する中で、次から次へと形が変わったものが出てきますので、議員がおっしゃられるように、いかなものかという御議論はあろうかと思いますが、それだけ今難しいことに我々は挑戦をしようとしているわけですので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、文書のやり取りのお話もごさいました。経営改善云々については、当然、我々、私が出向くまでもなく、担当職員と病院の事務方のほうで、そうしたお話もさせていただいてますし、経営改善会議のほうも定期的に行っておりますので、そこでもお話もさせていただいてます。ですから、その思いは重々伝わっていたと思います。

改めて文書でそうしたことが参りましたので、幾らか会議を重ねながら、正式に回答させていただいたということでごさいます。この点についても御理解をいただきたいと思います。

その上で、決意のほどということでごさいますが、これまで申し上げておる決意に全く変わりはありません。

それから、昨日もほかの議員のところでお答えをさせていただきましたが、少し状況も変わりつつあります。少し遠いところかも分かりませんが、一定の光がやっぱり見えてきたなというふうな感じを今持っています。

後は、事務的なことも含めてでございませう。やるべきことは、経営改善をまずやらなければならない。それと同時に、事務作業を行っていくということでごさいます。

当初、県のほうからも1年半以上という話がありましたが、ところが、それだけの時間を要さないというような情報提供もしていただきました。

そういたしますと、現場、行政も含めてでございませうが、経営改善をしっかりとやりながら、事務的なことをやっぱり進めていく。そうすると、当初、もくろんでおったような時間が必要ないということになれば、今からしっかりと速度を上げていかなければならないということですから、言ってみれば、令和6年4月という話もごさいましたが、これから令和4年度中そして令和5年度、この1年数か月間でどれだけのことが、我々ができるかということにかかっていると思いま

す。

それによって、令和5年度中に公設民営化の申請ができる可能性があるとして、それが可能であれば、お話のあったその時期に、そのことが成就することも当然あるわけですが、それは、今からの行政、それから病院、島根県、どれだけのことができるかにかかっているわけですので、そうした手続きが進めることができるように、これからしっかりやっぱり頑張っていかなければいけないと思います。

そのために、実務者会議、それから、これから設置をいたしますコアメンバー会議を、今準備をさせていただいているところですが、それから、一番大きな動きといたしまして、益田圏域の医療圏域のことがございますから、お話をさせていただいておりますように、今回日赤の木谷病院長のほうへ吉賀町の医療・介護統括管理者という役職で答申を頂く予定でございますので、そうした方にいろいろな形でお力添えを頂きながら、我々の思いが成就するように頑張っていきたいと思っております。

何よりも六日市病院を残す、それから、この地から地域医療に灯を消さない、このことが大きな目標ですので、それに向けてしっかり頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、町長の答弁をお聞きしましたが、町長に再度お聞きしますが、このまま順調に推移をしていけば、来年度の申請そして令和6年度の公設民営化実現について、町長は、少しは明かりが見えたということをおっしゃっていましたが、順調に推移していけば、令和6年には公設民営化が実現ができるというふうに、私は確信しましたが、町長も同じ認識でよろしいでしょうか、どうか。町長の考えを、令和6年には実現できるんだという思いは強いということはお分かりましたが、再度そのことについてもう一度お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） なかなか意思が伝わらないようで、本当あれですけど、繰り返し申し上げますが、申し上げましたように、何よりも経営改善をまずするという、それから事務的なことをしっかり進めていく、それが今から我々に課せられた大きな仕事でございますので、それが予定どおり、想定どおり順調に進めば、そうした、今議員が言われるようなことは不可能ではないということでございます。それを目指して頑張っているということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 病院に関しては、また同僚議員の質問がありますので、私は次の質問に移ります。

これは、非常に大きな課題ではありますが、質問をさせていただきます。身を削る財政改革を

ということで質問させていただきます。

これもですが、実は一般質問の通告をした後の全員協議会で、いろいろ報告がありましたので、なかなか今日の質問は難しいことではありますが、私なりにいろいろ考えて質問させていただきます。そのこともよろしく御理解をください。

なぜこの質問を選んだかといいますと、9月の29日の全員協議会で、町長は、令和5年度当初予算の編成方針についてということで、町長の考えを述べられました。六日市病院の存続のために、石州会から提出された経営改善計画相応の財政支援をすると表明されました。

現在の財政状況に加え石州会への補助が加わるために、さらに厳しい財政状況が見込まれると。その後、町長は、職員一人一人が現状を認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組まなければならないというふうに述べられました。

まさに、私もそのとおりだと思います。異議を唱えるつもりは全くありません。そのとおりであります。

しかし、その後で述べますが、その矛先が町民に向けられようとしております。その一端は補助金を、町民に対する補助金、いろんな補助金があると思うんですが、それを昨年度比10%減、つまり補助金は10%一律にカットするという方針を町長述べられました。そのことを各担当課長に数値として出すようにということを示されております。

私は、明らかに病院の存続を理由にしていて、町民に犠牲を押しつける。私は、その前に、まず身を削る改革をすべきではないかと。身を削る改革をして、その上で六日市病院の支援体制は、多額な財政支援がかかると、大変申し訳ないが、皆さんにも少しは痛い思いをお願いしますと、私はそれが筋だと思います。

それを、身を削る改革を全くせずに、全くとは言いませんが、やらずに補助金を一律10%カット、それでまたこの12月議会には、職員、特別職の給料の引上げというのが議案で上がっております。そして、これは通告をしておりませんので、議論しませんが、公務員の定年制度の延長、60歳から65歳までの延長、そして、その間の70%の給料を支給する、この議案もこの12月議会に上がっております。

町民には補助金10%カットという、本当に大変な思いを述べていて、片一方では給料を上げる、定年制度を延ばす、本当にこれが町民に理解できるでしょうか。私は、とても理解できません。

そのことを全員協議会で町長が説明されたときに、私はまず身を削る改革をするべきではないかと、そして、ぜひ期待をしておりますということを述べさせていただきましたが、12月議会に粛々とこの議案が上程されております。

そこでまずお聞きしますが、以前から多くの町民の皆さんから町の職員が多過ぎるのではない

かということ、また、給料が高いのではないかという質問を町民の皆さんが述べられておりますし、私もこのことを一般質問、同僚議員も何回もこのことを質問をしておりますが、改めて町長に、多くの町民の皆さんから以前から指摘をされています人件費の削減について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の身を削る財政改革をということで、まず、職員の削減等についてお答えをさせていただきたいと思っております。

職員数につきましては、定員適正化計画を基本としながら、様々な要素を総合的に判断し、管理してまいりたいと考えているところでございます。

第4次計画の基本方針は、新たな行政需要や緊急課題に対応できない状況を避けつつ業務改革に取り組み、別に現状分析と将来予測を加味しながら定員管理に努めることとしておりまして、この方針に基づいて定員管理を行うとともに、適切な質と量の行政サービスの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

少し具体のところのお話もさせていただきたいと思っております。

通告の中でも、それから、今、議員のお話の中にありました、今回のいわゆる行政改革といいますか、財政の切り詰めの部分、明らかに病院の存続を理由としているということでございますが、まさにそのとおりでございます。病院を守るために、このような厳しいこともしていかなければならないということでございます。これは、この前の予算編成を、お話をする前段のところ、私の方から説明をさせていただきました。

予算編成方針の中にもありますように、これから六日市病院を残す、公設民営化をしていくためには、特にこれから数年間はダウンサイジングしていきますから、いわゆるベッド数は落としても、医療従事者はすぐに数は減らないわけです。そうすると、医業収入は落ちてくるけど、経費はそれと並行して減らないとなると、どうしても赤字部分が多くなります。そうすると財政支出は必然的に多くなる、町からの補助金も多くなる。ですから、ダウンサイジングをする、おおむね四、五年は非常に厳しい状況が、病院も続きますし、我々行政も続くということでございますので、そこをどうにか補完をしなければならない。そのためには町財政を切り詰めなければならないということです。

ハードの分もたくさんあるかと思いますが、まずは、やはり町民の皆さんが共有して持つておられる六日市病院を残す、地域医療を残すというその趣旨で、今回、本当厳しい予算編成方針を決めさせていただきましたが、町民、いわゆる共有にそうした考え方をさせていただく、そのためにはやむなしということでございますので、病院の存続を理由としている、まさにそうでございます。病院を残すためにこうしたことをさせていただく、せざるを得ないということでござ

います。

それから、後に職員のことも申し上げますが、職員も一人の住民でございます。町民に対しての補助金を一律カットするところということは、職員も一人一人がその影響を受けるわけです。ですから、職員が影響を受けずに町民の方が影響を受けるということであれば、これは理にかないません。職員も町民ですから、一様にそうした影響を受けるわけですから、そこは御理解をいただきたいと思います。我々役場のところを置いて、町民の方にそのことをお願いをするということではございませんので、そこのところはどうか御理解をいただきたいと思います。

それから、給与改定とか65歳定年のお話もございましたが、とりわけ65歳の定年のことで申し上げますと、これはやはり国会で議論をされて、国家公務員法や地方公務員法が改正され、それに沿って今回それぞれの自治体がその手続きを進めている、条例の制定をお願いしている、改正をお願いしているということでございます。

国のほうからは、そうした流れの中で、今年度中にそうした条件整備、条例の制定をしないと、こういう指示もありますし、それが無い限りにおいては、条例が無い限りにおいてはそうした手続きはできない。仮にこの条例が制定されないことになれば、全国1,800近い自治体がございますが、その中で吉賀町だけが定年制はこれまでどおり60歳ということでございます。

そうしたときにどういった影響があるか。国会で議論されたものが吉賀町だけということとなりますと、やはり国あるいは島根県が、吉賀町をどういうふうに見るか。さらには、職員が退職してまいりますけど、職員採用、欠員の補充をしなければなりません。公募をします、そうした自治体に応募してくるのでしょうか。それから、働き方改革ということで、声高に今国もしておられます。そうした中であって、そうした社会保障が欠けてもいいのでしょうか、私はそういうふうに思います。少しやはり、ここを大局的にものを見ていただくということが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、職員の削減、数の削減というお話が、今回通告でもございます。少し長くなって申しわけないんですが、この際ちょっと説明をさせていただこうと思いますが、第4次の定員適正化計画をこの議会でも説明をさせていただきました。それで、吉賀町の職員の数がどうかということを変更して申し上げておきたいと思います。

まず、島根県内、町村が11ありますが、県内の町村、職員1人当たりの住民数、1人の職員がどのぐらいの住民の方のお世話をさせていただいているかということでございます。

ですから、これ、平成31年の4月1日の段階で申し上げますが、このときの吉賀町の人口が6,085人、そのときの吉賀町の職員数がちょうど100人ございました。ですから、この数を100で割ると60.9人、吉賀町の1人の職員が60人の住民の方のお世話なりをさせていただいているということでございます。

そうした中であって、島根県の自治体はどうか、一番少ないのは知夫でございます。ここは、17人、それから海士町が30人、飯南町が31人、それから続くのが西ノ島の36人、こうなります。

要するに、吉賀町の60人というのは県内でトップなんです。1人の職員が住民の方をどれだけお世話させていただいているかという、ダントツなんです。吉賀町が60人で、2番目はこれ川本町になりますが、53人なんです。そういう状況で、決して町村との比較でも多くはない。

それから、定員モデルという指数があります。これは、全国レベルの話なんです。定員モデルという指数で吉賀町を試算をいたしますと、84人必要だと。ところが、実職員数、これに該当する職員数でいうと77人になりますから、7人少ないということですから、全国レベルで見ても決して多くはない、むしろ少ない。

もう一つの試算は、定員回帰指標というのがあります。これは、端的に人口と面積だけの指標です。ですから、これでいくと、一般行政というカテゴリーでいくと、試算値は95、吉賀町は77.0、18人少ない。さらに普通会計の該当する数でいうと、122という数値が出ますが、吉賀町の場合は90ですから、32人少ない。

このことは全員協議会で説明していますから、決して議員さんがいろいろなところでお聞きになる、吉賀町の職員の数が多いということでございますが、決してそうではないということをごひ御理解をいただきたいと思えます。

もう一つ申し上げたいのは、今年、令和3年度の決算審査意見書が監査員のほうで、9月の定例議会で発表されました。その中で、まさに会計年度任用職員と正規職員のことをここで述べられました。

まず、会計年度任用職員でございますが、新たな行政需要や行政ニーズの多様化により、事務事業の増加が進み、加えて新型コロナウイルス感染症対策等もあり、会計年度任用職員が大幅に増えている。今後の新たな公共サービスの展開等も考慮に入れると、会計年度任用職員の活用は喫緊の課題である。会計年度任用職員の育成・レベルアップを図るとともに、それに対応する組織・機構の整備に早期に取り組まなければならないということで、活用とスキルアップを求めておられます。

それから、我々正規職員でございます。厳しい財政状況の下、限られた人材での効率的な行政運営を目指し、計画に基づいた定員管理を推進してきており、令和3年度末現在の職員数は計画目標と同数の101人である。しかしながら、といろいろ書いてありまして、ワーク・ライフバランスに配慮した良好な職場環境こそが、効率的な行政運営の近道である。再任用職員や会計年度任用職員の活用を図ると同時に、状況に応じ、計画の見直し、弾力的運用を図られたい。その裏には、これ書いてありますが、いわゆる長時間労働であったり、育児休業であったり、そうした国から求められている部分もありますよということございまして、ここに書いてあることは、

計画どおり進めるのは非常に難しいんじゃないかと。もう一つは、弾力的な運用をなさい、計画の前倒しをなさいということでございます。

ですから、申し上げたいのは、監査委員のほうからも会計年度任用職員と職員につきましては、少し考える余地がありますよと。決して減らなさいというような指摘ではなかったというふうには我々は理解をしております。

そういったような職員の数の状況であるということ、少し長くなりましたが申し述べさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 町長も長く説明されましたが、私も町の決算状況につきまして、少しだけ数字を拾い出しました。これは決算報告、広報にも載っております決算報告を拾っておりますので、数字に差異はないと思います。

平成30年度、町の人口は6,218人でありました。それから、その次の年が6,194人、令和2年度は6,018人、昨年度はとうとう6,000を切りまして、5,863人でありました。この中には外国人の方も含まれております。1年に100人程度が減少しております、令和元年度から355人の人口が減少になっております。

片や人件費を見ますと、平成30年度は10億1,500万円、下の数字は切り落としますが、その次の年が10億1,700万円、令和2年度は10億7,000万円、昨年度は11億3,742万円。つまり以前もこの質問をしましたが、町長は人口が減っているからといって、職員の仕事は減っていることはない。むしろ増えているということ、今も少し言われましたが。つまり決算報告を見ますと、この3年間で人件費が1億2,000万円増えております。もちろんこの中には、我々の議員の報酬もありますし、また、昨年度、おとしですか、会計年度任用職員の制度に移行しましたので、その分も影響があるかと思いますが、それにしましても、3年間で人件費が1億2,000万円増えております。これは決算報告の中から拾い出しておりますので、差異はありません。つまり人口は減っているのに、人件費は増えている。このことを思いまして先ほど質問をしましたが、町長はとにかく人口は減っても関係ないんだと、仕事は増えていると、そういう監査委員の報告もあるということ、述べられましたが、私はこのことを町民の皆さんにも、人口は1年当たり100人程度が減っている。しかし、人件費はこの3年間で1億2,000万円も増えていると。そのことを、実態を私はしっかり町民の皆さんも御認識を頂きたいと思っております。

この議論は、幾ら議論しましても、町長と認識が合いませんし、町長の長い説明をされますので、時間がありませんので大変申し訳ありませんが。

次の質問ですが、公民館主事、公民館の公用車ですね、この件で私は今までも一般質問させて

いただきましたが、公民館長会からは、主事は2人も必要ない、公用車も要らないというのをはっきり打ち出しているにもかかわらず、町長の地域づくりは公民館からという強い思いで、完全に公民館は主事2人、公用車も配車になりました。このことは公民館長会議でも出たようですが、これによって、年間約2,000万円の公費が増えたと。このことは教育委員会からも数字が具体的に述べられたということで、公民館長からもお聞きしておりますが、相変わらず、主事は1人で十分、公用車は要らないという意見が館長会議でも出ております。恐らく教育長は、この声は私には耳に入っていないということを言われると思うんですが。新たに制度を導入したばかりですが、この公民館長が、館長会が改めて必要ないと言っている主事、公民館の公用車の配車について、再検討の余地はありませんか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁、端的に申し上げます。先ほどのお話があった人件費の分でございますが、ここ数年で人口が減ったのに、人件費がまだ増えてきたと。お話があったように、会計年度任用職員が大きく影響しています。ですから、1億幾ら増えたといいいながらも、そのうちの数千万円は、これまで会計年度任用職員の経費は、物件費であったものが人件費に回ったわけですから、単純にそのものが増えていきますから、そこはやはり議論されるのであれば、差引きをしてお話をさせていただいたほうがいいかなと。これはケーブルでも流れますから、そこを誤解していただくと大変困るわけですから。人件費が増えたけど、そのうちの数千万円は、会計年度任用職員という制度ができて、これまで物件費だったものが人件費に回ったからそうなんですよと。その残りで比較をするとこうですよというような、ぜひ御議論していただきたいなというふうに思っています。

それから、公民館主事と公民館の車の件でございます。いろいろな議論があったということでございますが、私も事細かに承知してはおりませんが、やはり公の公民館長会議であったり、館長さんを含めた教育委員会事務局との話の中で、合議としてそうしたことになってですね、結果的に、公の会議で。それが予算に乗り、最終的には今年度の当初予算で議会にも議決を頂いた。その経費をもって、今公民館主事をこの9月から全館2人ずつの体制にし、公民館の公用車についても、年明けになろうかと思いますが、そうした準備をさせていただいておりますので、いろいろな個人的なお付き合いの中で御意見をお伺いをするんだらうと思いますが、決して公のところでした合議に至ったことではないということは、どうか御理解を頂きたいと思っております。

それから、公民館主事もこの9月から全館、5館で2人体制になりまして、本当に今、事業のほう頑張らせていただいていると思っております。それぞれ特色ある活動していただいておりますし。

それから、公用車につきましても、今発注の準備をしておりますが、とりわけこのことにつきましても商工会様のほうからも、ぜひ公用車1台ずつ準備するのであれば、町内にある誘致企業、

呼名の名前は申し上げませんが、そうしたところの車種をぜひ採用していただいて、その車を公民館に配備していただきたいというような個別の要望も来ておりますので、ある意味、経済対策にもなるかなというふうに思っておりますので、そうした形で対応させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 私は人口規模に合う、また財政規模に合う町のあり方ということで町財政にも影響しますが、以前も提案をさせていただきました。それは、小中学校の統廃合、また庁舎の一本化、そして公共施設指定管理施設の精査という質問をさせていただきましたが、そのことにつきましては今日時間がありませんので、以前も町長から回答を得ておりますが、また機会がありましたら、人口規模に合う、財政規模に合う町財政、町運営ということで、また後日質問させていただきます。

時間の関係で町長いろいろ言われまして、私への叱責もあったというふうに感じておりますが、私は身を削る財政改革ということで私の思いを最後に述べますが、冒頭にも言いましたように、我々議員は、町民から選ばれた一人であります。代弁者であります。町長は先ほど、国の法令で制度改正で決まったことであるので、地方自治体はそれに準ずると、準じなければ大変なことになるということを言われましたが、この給料引上げあるいは定年制度の延長につきましても、今議会で条例案として上程されております。議会に上程される以上は、議員として、議会として、賛成、反対をする義務があります。私はこのことを町民の皆さんに、今度補助金が10%カットになりますよ、新聞紙上で公務員の給料が上がりますよということを聞いて、どう思われますかということを20人から30人、顔を見るたびに聞きますが、誰一人、それは仕方がないということ述べられた町民は誰もおりません。

私は町民への補助金の一律10%カット、一方で職員、特別職の給料の引上げ、定年制度65歳までの延長、給与70%の支給は、到底、町民の皆さんには理解を得られないということ最後に申し上げまして質問を終わりますが、町長、恐らく納得はしていないと思いますが、何かありますか。なければ終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私が先ほど冒頭こちらで申し上げました、国との関わりにつきましては、これは65歳定年のことについて申し上げたわけでございますから、給与改定のことについてはございません。そこは御理解を頂きたいと思えます。

我々といたしましては、国あるいは島根県、それから基礎自治体としての吉賀町、こういったこともあるわけでございますので、やはり国等で決まったことは粛々とそれはやはり法令あるいはそうしたものに基づいて条例制定なり、条例が制定されれば今度は規則を公布する。こうした

手続きをしていかざるを得ない部分もあるわけですので、その点は御理解を頂きたいと思います。当然、条例として議案上程をしておりますので、その辺の御判断を頂くのは、当然それぞれの議員の皆さんの御判断でございますので、それに対して私のほうがどうこう言う立場でもございませんので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、1番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

8番目の通告者、3番、三浦議員の発言を許します。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、通告書に基づきまして、町長に1点質問いたします。

町づくりの対策・構想はということで、これまで昨日と本日と質問ありましたように、六日市病院・学園そういったものを、ほかにもいろんな問題もありますけど、そこら辺を主に質問していきたいと思います。

この町づくりの対策・構想ということですが、これは全ての産業に対して言えることであります。そして、この町づくりということは、どこの全国、地方にしてもいろんな特色がありますけど、全て共通なことがあります。というのは、やはりその町に対しては役所があり、病院があり、学校があり、工場があり、会社がありと色々な企業がそろって初めて人口もそろい、初めて町づくりというものが果たされ、それに基づいて経済が成り立っていくものと考えております。

しかしながら、ここ数年前から当町においては学園問題、六日市病院問題、ほかにもいろいろあるわけですが、この学園、六日市病院問題について、一つ言えばマイナス要素、そういった事案が出てきております。これは町にとって最重要課題でありますし、町の主要の施設であります。また、インフラ施設、そういったものに比較しても最も重要な施設であるものと考えております。

そこで、先ほど言いましたマイナス要素ということで、昨日からいろいろな質問もありまして重なるところもあると思いますが、私は私なりに質問していきたいと思ひます。

この学園、六日市病院、何度も言いますが、もともとは全国的にいろいろなそういった施設があるわけですが、ここの吉賀町の特徴としては、何年前からも一般質問でもありましたように、

まず41年前に病院ができ、そして平成5年に六日市学園ができました。この成り立ちというのは、六日市病院ができて、そして、ここは田舎でありますのでなかなか看護師等々の人材募集が難しいということの一つの理由で学園が設立されたというふうに私は解釈しております。これは間違いないと思いますが。

結局は、この2つの施設でありますけど、病院は当然運営していくわけでありまして、学園の存在、この存在というのは、学園で介護士、看護師、そういったものを育て上げ、そしてそういった免許を取らずと。そして、卒業後には六日市病院のほうで3年間働くと。そういった非常に効率のいいサイクルといいますか、そういったシステムができておりました。何十年もそういったやり方で行っていたわけでありまして、ここ数年、それが、もちろん学園の閉校を目の当たりにしておりますけど、そういったことから始まりいろいろ問題が起きております。

この学園、病院の問題に関して、これは学園、病院だけには収まらず、これが最悪の状態には、いろんな企業または町民の利益に対しても全て不利益というものがかかってくると思われまして。

ということで、ちょっと話が前後になりますけど、この病院というのは全国的にどこでもそうですけど、医療改定、数十年前からそういったものも始まりまして、医療改定によって当然閉鎖した病院もあると思っております。しかしながら、そうは言えども、経営悪化に陥りながら、また復活した病院もあります。これに準じて、準じといいますか、国の考え方もありまして、地方の病院は閉鎖させていくと、そういった方針もあるようではありますけど。しかしながら、ある意味やり方によっては存続できると、そういった病院もあるんじゃないかと思っております。それがこの吉賀町の学園、病院、六日市病院の存在じゃなかったのかなと、いまだにつくづく思うわけでありまして。

その中で学園が閉鎖、閉校しますと、平成31年3月でしたか、そういう報道もされまして、それから町民も含めていろいろなお話もあったわけですが、その中でやはりこの町のそういった一番大事な施設に対して、そういったものがなくなれば、いろんなものに影響してくると。そういったことを危惧しまして、令和元年ですか8月に、何回も出てはいますが、町民有志の要望書が出されました。これは4,102名と、町民の人口から比率すると65%のそういった方々の要望があったということを新聞報道でもされてはおりますが。町長もそこで真摯に受け止めてしっかりとやりますという答弁もあったわけですが、なかなかその効果が目に見えてこないというところもあるんじゃないかと思っております。それは当然のことでありまして、なかなか、学園がこうなり、病院がこうなりと、そういった問題自体が解決されていないわけですから、なかなかそういった結論は出ないのかもしれないかもしれませんけど。

ただ、やはり遡れば3年半以上時間がたっております。その中でこのまま延ばし延ばしやるのもどうかという疑問点も当然ありますし、病院に関しては、それだけ公設民営化に対して何年も

何年もかけてやれば、その間に病院の経営悪化とそういったことも大変危惧されるところがあるんじゃないかと。私自身もそういった危機感というのはずっと持っていました。

議会のほうで地域医療調査特別委員会というものを設置しまして、これまで10回のいろいろな協議をしてきたわけですが、当然ながら、やはり医療対策課もできましたが、また病院がそういった主張、考え方、認識の仕方、それが180度違うと。特別委員会としても一体どういう解釈をしていいか。その辺のことも含めて、いろいろな協議もいたしました。そうやってやっていくにしても、なかなか双方の話がかみ合わない。そして、1つのテーブルに着いて話してないんじゃないかと、そういった感覚も受けたわけでありますけど。中には、公設民営化申請が令和9年とか、そういった言葉も出てはありました。1番議員が今日発言されました。ちょっと事態は変わらしまして、ある意味よい状況になったんじゃないかということも聞いてはおりますけど。ただ、そういったことが出るのなら、町長も当然ながら早急にやるということではありましようけど、やはり町長の決断といいますか、いつまでにこれをやるんだと、そういう言葉が町長の口から出れば、当然議会も反対するわけでもありませんし、当然協力していくわけだと思いますけど、それがなかったばかりにこういうふうになったんじゃないかなと思っております。

その辺りでいろいろ言いましたけど、今の状況として3年半以上たっています。先ほどありましたあり方検討会議、また、評価委員会、医療対策課等々いろいろな組織ができたわけですが、なかなか効果が出ないと。そういうことが現実でありますけど、まず、なぜそういうふうに3年半も延びたのかと。今まで答弁聞いておりますので大体は分かりますけど、なぜ3年半以上も延びてきたのかと。そして、その間に病院の経営が悪化したらこれはまずいというそういった危機感がなかったのかと。そういったことも含めて、今の現況と今後の進展に向けての計画といいますか予定といいますか、そういったものをまず伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員の町づくり対策・構想はということでお答えをしたいと思えます。

地域医療は、その地域の住民にとって必要不可欠なサービスでありまして、その灯が消えることは、住民の生活に極めて重大な影響を及ぼすということは十分認識をしております。

また、議員御指摘のとおり全国的に運営に苦慮している病院も多く、おのおのがその存続に必要な対策について創意工夫を図っておられると認識をしております。

先般、吉賀町内で開催されました地方創生医師団の講演会での三重県志摩市民病院江角院長の講演は、大変参考になるケースであったというふうに報告を受けているところでございます。

このケースでは、医師や看護師等の一斉退職といった危機的状況から、目指すべき地域医療について、市民を含め共有化を図り一丸となり取り組んだ結果、見事にV字回復を図り、全国から

注目され、医師をはじめ様々な職種がその取り組みを学ぶため研修に来られているようでございます。

先般、石州会理事長と10月25日、意見交換会を開催しましたが、今後も吉賀町の医療を守ることで意見が一致し、そのために必要な町の医療構想を明確にする中で、関係機関との連携や協力を得るための意見交換の場が必要であるということから、益田圏域や島根県内の関係機関と非公式の会議ではございますが、実務者会議、コアメンバー会議等を開催し、町に必要な病院を残す取り組みを進めてまいります。それらの会議においては、今後の医師確保や他の医療関係者等との機能分担や医療連携等に重点を置いた地域医療構想の実現について、重点的に情報共有や意見聴取を行い、安心して生活できるまちづくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ありがとうございます。大体予想どおりの答弁でしたが、今出ました、私も言おうかと思ったんですけど、志摩市立病院長が10月8日でしたか、こちらへ来られてまして、講演会等いろいろされていたわけですが、その後に町会議員数名と今の院長含め六日市病院でいろいろ会合的なことを持たせてもらいました。

やはり気になることが、この吉賀町では六日市病院に対してどういった支援とかいうこともあるわけですが、やはり志摩病院に関しても、市立ですから市ですね、市のほうからどれだけの支援があるかと、そういったもろもろのことをお聞きしました。

一番、一番といいますか気になるのが、全国で先ほど言います医療改定とかその辺でかなりの病院が影響を受けておりまして、そういうことを踏まえまして、今現在、全国の病院がどういった形なら成り立つか、ちゃんとした運営ができるかという質問も出まして、院長いわく、まず400床の病床、これだけの規模の病院であると、まず今現在でもちゃんとした運営ができますと。400床ということは、この辺でいいますと、益田とか出雲とかいろいろあるのかもしれませんが、それから下がっていきまして、極端な話になりますけど、100床以下になると、これはとてもじゃない、運営はできませんと。運営するとしたら、やはり公的資金、市町村の支援が必要だと。これがないと、どうしても運営というのはまず無理ですということがありました。それに付け加えて、やはり田舎であれば、ちょっと忘れちゃったけど、僻地に対しての項目がありますけど、そういった補助金等の優遇された補助金があると。そういったことを使えば何とかかなる。そういった御回答も頂きました。

やはりそういった全国の病院に関しての国の考え方、県も含めてですけど、いろいろな地域医療とかに関していろいろな動きもあるわけですが、その中でそういった動き、やはり情報をつかまれているとは思いますが、そういったことが優遇措置の補助金等々ありますので、そういっ

たことも含めて、早急に公設民営化に向けて一日も早くそういった動きをしてほしいわけですね。これは町民も当然願っております。私たちも町民からいろいろ病院はどうなったんだ、学園はどうなったんだといういろいろ聞かれます。ただ、今はこうこうだと。結局は将来的にはまだ分からないと言うしかないんですが、やはり私らもそういった状況ではつらいともありますし、もう3年半以上も延長延長でなっているような感じではありますし、先ほど言いました志摩病院の院長いわく、見た感じでも年が45歳ぐらいでしたかね、はきはきしたとも当然あるわけですが、活力があるといいますか、行動力があるといいますか、そういった感覚の人でありました。そういった人間が頭になって引っ張っていかないと、何にしてもそうですけど、会社にしてもそうですけど、会社経営とかいうのは、病院経営も含めてですけど、なかなか前へいい具合に回っていかないんだなという印象も当然受けたわけですけど。

町長は当然病院を残していくということでありましたが、そこでこれはまた話がちょっと戻っていきますけど、もともと話を返せば、六日市病院、六日市学園、この存在が何事もなければ、今のこういった問題には至ってないんじゃないかと。何かあったから今の事態になったわけですが、その何かというのはいつでしたか、平成31年3月ですね、学園のほうから3年後に閉校しますと。それがきっかけでこういう事態に陥ったんじゃないかと、私はそういうふうに思っております。町民の皆さんとの話の上でも、そういった理解の方もおられると思います。

そこで、町のほうから、町長のほうからと言っていいのかもしれませんが、結局、もともと六日市学園が8,500万円でしたか、それぐらいの赤字が出そうだと。そういうときに町議会でも総務委員会で対応したことがあるんですけど、幾らかの支援をとということで、それが結局、町長サイドでは、財政が厳しいから支援はできませんという回答が出ました。結局、ここで火がついてしまって今に至ったんじゃないかなと思っております。

ちょっと遡った話ですけど、そういった財政が厳しいからという、支援は困難だというそういう理由でありますけど、そのときに幾らかの支援でもあれば、こういう事態は避けられたんじゃないかなといまだに思っているわけですが、その辺の町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） あの件は随分前に議会でも答弁させていただいたと思いますが、当初、数年前に今議員のほうから御紹介のあった学校法人のほうから要望がありましたのは、国の制度を活用して、その上で町のほうから財政支援をしていただけるものがあれば、ぜひその財政支援をお願いをしたいという、こうした要望でございました。ですから、我々といたしましては、担当課を通じ、県のほうを通して、そうした制度があるんだろうかということをもとに照会をかせせていただきました。結果的にそうした制度がなかったわけでございます。

ということで町としては、学校法人様からの要望には応えることができませんが、ぜひ学校に

については存続をしていただきたいということについて、協議もし、お願いをさせていただきました。なかなか理事会で決定をしたことだからということで、その思いはお考えは覆らなかったということでございますが、そうしたことで学校法人様からの要望に対しては、こちらといたしましては、いろいろな手を尽くして汗をかかせていただいて情報収集に当たらせていただいて、そうしたものを探したということでございますので、その点については御理解を頂きたいと思いません。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 今さら言ってもしょうがないようなことでもありますけど、そこが一番大事な出発点だったんじゃないかと思っております。そうは言えどもこの町のことから、しっかりと町長を含め議会もそうですけど、しっかりと対応していかないといけないところもあると思います。

それで、もう一つ言うと、付け加えて言いますけど、昨日からいろいろ予算的なことも本日もありましたけど、やはりそこで六日市学園がとどまってしまうことになっていけば、今まで六日市病院、公設民営化に関して、いろんなコンサル料、それから医療対策課とかいろいろな予算的なものがあると思います。昨日の試算では、5,000万円ちょっとということではありましたけど、これから増えていくんじゃないかなと予想しておりますけど。そういった予算的なものがどんどん増えて、なかなか簡単なもんじゃないんで増えていくと予想されるんですけど、返して言えば、そのときに六日市学園のほうへある程度の支援をしていけば、こんな金を使わなくてよかったんじゃないかなと、個人的にですがそういったこともいつも思っております。そうは言えども前に進んでいかないといけないわけでありまして、病院に関してはある程度の事態が変わったということで、ここまでにしておきます。

それから、また六日市学園に戻りますけど、今の高津川てらす、そういった法人ができて、ここでしっかりやっていくんだろーと思えます。学園の規模というのは、この町でいえば、もともと学校でありますので結構な面積ありますし、いろんなボリュームをはなえて事業を行っているかないといけないと思いますが。

前日も全協でいろいろ事業計画等々説明もありました。事業計画自体は、定款を含めいろいろ事業をされるということで、それはそれでいいことだと思いますが、ただ、まだ収支関係、そういったものは出てきておりません。昨日の議員の質問にもありましたけど、やはり六日市病院もそうですけど、金銭的なことがしっかりしていなければ、幾ら無償譲渡で、無償の貸付けでいってもなかなか難しいんじゃないかと。そういうことがまず考えられます。来春にオープンという格好になると思いますが、まずその高津川てらす、推進法人ですね、その収支が大体いつ頃出るのかと。

それからもう一つ、4企業からのお話があるということでありましたけど、この4企業が全てこの学園の事業に対して、企業版ふるさと納税をしてくれるのかと。また、その額は大体どれくらいだと、そういったことも話になっているのか。そういった今の現状をちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 三浦議員、今の質問は通告にないことなんで、町長のほうの判断で回答はしてもらいますけど、それ以上は求めないでください。

○議員（3番 三浦 浩明君） はい、これで終わりますから。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お答えをしたいと思います。

一般社団法人高津川てらすの件でございます。これまでのところで法人さんのほうからの御了解を頂いたものは、全て全員協議会のほうで資料を提供させていただきましたので、現状で今準備しておられる、それから決まったことについては資料提供のとおりでございます。

それから、収支のお話でございますが、これまでのほかの議員のところでもお答えをしましたように、地域再生推進法人の申請をする段階で、いわゆる申請書のほうへそうした添付書類としてついてくるわけでございますので、今我々のところには当然、その資料は届いておりませんし、いつその申請を出されるかというのも、こちらが願うわけではなくて、一般社団法人のほうから申請をする申請主義でございますから、一般社団法人の考えによってその時期が当然決まるでしょうし、その提出があれば、その中にそうした収支あるいは事業計画も当然そうでございますが、その中で示されるということになるかと思えます。ですから、現段階で我々が説明するようなものはございません。また、その時期を待っていただきたいと思えますし、その時期が来れば、当然議会のほうにも提供をさせていただくということになるかと思えます。

それから、企業版ふるさと納税でございます。これもほかの議員のところでもお話をさせていただいたように、やっとその受皿といいますか、受ける体制が整ったということでございますので、まさに今からそうした企業様に向けてお願いなりをさせていただく、こういう段階でございますので、またその状況につきましては、逐一議会のほうにも御報告をさせていただいたらということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） いずれにしても、学園、病院と何回も言いますが、これを元に再生といいますか、そういう形にぜひ戻していただきたいという気持ちは誰もあると思えますので、そこはしっかり今町長も言われましたとおり、その都度報告すると、そういった町議会との連携も含めましてしっかりした、失策にならないように、それで誰が責任取るかとそういった事態にならないように、ともかく細かいいろいろ審議を含めてしながら、大げさかもしれませんが、町の復活にかけてしっかりと議論をしていきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ありがとうございます。先ほど議員のほうからもお話でしたが、令和元年の8月に町民の方4,102名の有志の方から要望書を頂いております。多岐にわたる要望でございますが、これにつきましては議会のほうからの採択もありましたことを受けまして、その後に回答のほうもさせていただきました。それから、今年になりまして9月の定例会のほうですか、7番議員のほうからこの要望書についての進捗状況のお話もございましたので、この議場のほうでその進捗度合いにつきましては、るる説明をさせていただいたところでございます。

この要望書につきましては、本当に重く受け取っておりますし、そのことを忘れたことは決してございません。お話にありましたように、六日市病院のこと、旧六日市学園のことしかりでございますが、その時々最新の情報を議会のほうにも提供し、説明し御報告をさせていただいて、包み隠さずそうしたことをこの議場のほうに提供させていただいて、しっかり議会のほうとコンセンサスを取りながら対応させていただきたいというふうに考えておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、3番、三浦議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前10時44分休憩

.....

午前10時53分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

9番目の通告者、2番、村上議員の発言を許します。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 村上です。どうぞよろしくお願いいたします。マスク取らせていただきまして、質問させていただきます。

私は、2問大きな題で質問通告させていただいておりますので、沿って質問させていただきます。

まず、1点ですが、六日市病院の公設民営化について、そして現在4月より、石州会六日市病院内に医療対策課を設けて半期を超えました。そこで、当該病院の経営改善計画の遂行状況をお教えいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員1点目でございます。六日市病院の公設民営化についてということで、まずお答えをしたいと思います。

1点目でございますが、経営改善計画の進捗状況ということでございます。

経営改善計画の実行のためのアクションプランに基づき、実行体制を整備いたしました。毎週水曜日に開催されております経営会議において、各ワーキングでの検討状況や取り組みについて報告がされますので、その場において進捗状況を把握しております。

各ワーキングにつきましては、ベッドコントロール部会以外は、医療対策課や保健福祉課職員も参画をしております。

病床数につきましては、計画に沿ってダウンサイジングを行い、令和4年、本年の11月末現在で、一般病床25床、地域包括ケア病床25床、療養病棟49床、そして老人保健施設80床となっております。

石州会理事長からは、「ダウンサイジングやコロナ禍のため計画している稼働率には至らず、うまく進捗していないのが実情」との報告が、先般10月25日の意見交換会の中であったということをし添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 進捗がなかなか進んでいないということ、なかなかといいますか、進捗状況は進んでいないところもあるということではありますが、まだ半期なのでしっかりと進めていただきたいと思っております。

次、2番目の質問です。

当該病院は、昨年度末までに経営改善計画を提出し、遂行することで評価委員会や町のお墨つきをもらえれば、本年度中の公設申請が出されるという認識であったと病院のほうからは聞いております。

しかしながら、町のほうとしては、それは違いますよということで、町の方針との差があるのはなぜなのか、その辺の認識の違いがあったことをどう今お考えなのかをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目のことについてお答えをしたいと思います。

町の基本的な考え方につきましては、先ほど1番議員のところでもお答えをしたとおりで重複いたしますが、公設民営化に向け、課題であります石州会の経営改善を実現するために、全額の公費助成でございましたが、「社会法人石州会経営改善計画」が策定されたものでございます。

今年6月に評価委員会が適正と評価した計画の提出をもって、実際に課題が克服されたというわけではございません。今は、この経営改善計画に着手した段階でございまして、公設民営化後の指定管理者として病院運営を町の定める仕様に基づいて確実に実行に当たり、確実な履行と成果等の確認が求められる段階であるというふうに判断をしております。

したがって、現段階においては、公設民営化に向けた具体の申請手続きは時期尚早と考え

ております。このことは、先ほども申し上げましたが、令和3年5月28日付で石州会のほうから提出されましたコンサルタント費用の990万円、この支援を要請された文書にも、その旨が記載されておりますので、当然石州会側も同様の認識というふうに受け止めておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 3番目に通告しておりますことを質問させていただきます。

私は、一刻も早く申請が、公設申請ですね、なされることによって、町のほうの負担が軽減されるのではないかと。そして、早ければ早いほど安心安全な医療体制の確保がなされると考えております。

本年度中もしくは来年度中にでも申請することは不可能なのかという形で、不可能なのであれば、明確な理由をお答え頂きたいということで、事前通告にはさせていただきましたが、先般の全員協議会のほうで、これ通告書より全員協議会のほうが後というところが、私はすごく今でも疑問に思っておりますので、今後は正していただきたいのですが、通告後に全員協議会が開かれまして説明がございました。

その中で、県の申請に携わる第一関門といたしますか、県のほうも認識を新たに変えて、今まで申請後1年半かかるというところは、その段ではないという説明を受けました。

そして、一步進んだんだと、できるだけ早く申請していただきたいというのは、今でも常に思っておりますが、すごく大きな第一歩に進まれたのだなというところで少し安心しました。

その中で、先ほどの1番議員の質問の中にも町長答弁の中にございましたが、病院の統廃合のアナウンスが、今までは病院の統廃合という形を国の方針として大きな病院を残して、小さな病院は淘汰していくような形であった。そのアナウンスが最近はなくなったという認識で答弁しておられましたが、実際問題コロナの関係もございまして、これは総務省からの持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインというのが、今年の3月29日に総務省から出ております。

実際、今六日市病院に関しては、民間病院ではありますが、先般の全員協議会でも御説明があったように、県のほうもこの益田圏域の中で、この六日市病院を残すべきだと、そういう役割分担を果たすべきだという判断があったのだらうと思います。

公設に関して申請からの期間が短くなったということも合わせまして、町長言われましたこの民間病院を公設にするというのは、もう極めて異例ということを言われましたが、もう異例なら異例ついでで、いわゆる公的な病院の感覚でこの制度を使うということとはできないのだらうかと、ちょっと勉強させていただきました。

ざっと見ただけで、見落としはすごくあるとは思いますが、これを使ったらすごく有利にな

るだろうなというところを、読み上げさせていただきますが、「医師と派遣に関わる特別交付税の措置の対象がある」、それから、「中小規模の病院においては、地域医療研修に関わる旅費、交通費、宿泊費等を負担した場合、医師派遣等に関わる特別交付税措置の対象となる」というような有利なところもあります。

それで、私がすごく気になったといいますか、これってすごくいいなと思いましたのが、先般の全員協議会の中で、日赤の木谷先生ですね、木谷先生に、吉賀町医療・介護統括管理者になっていただくと。そこに240万円かかると。

そして、公設民営化実現に向けた専門職の確保、ここで山本弁護士になっていただいて、保守が212万円かかるというところなんです、これあくまで先ほども言いましたが、公立病院の経営強化のガイドラインですが、ここに外部アドバイザーの活用というのがございます。

これが、財政措置として総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である経営・財務マネジメント強化事業、そして公立病院医療提供体制確保支援事業を活用することも有効であるという、こういう支援事業が公立病院に対してはあります。こういったことを医療対策課も勉強していただきまして、これが何とかこの異例つながりで使えないかどうかというのを調べて努力していただくというのも一つの手だと思っております。

こういったことを、今任期付任用職員で、公営病院の出身の方が2人おられますが、そういうところも見えておられなかったのかな、公営病院経験者も見えておられなかったのかなと思って、ちょっと不思議に思うぐらい、私がぱっと見て探せるようなものだったんで、これをしっかり県にも訴えて、国にも訴えて、これを活用していただくというのは、考えていただけませんかでしょうか。

そういうところも合わせて、早急な対応をお願いしたいと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 3点目の通告のところを、まずお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどもほかの議員のところでも申し上げましたので、重複するかも分かりません。お許しをいただきたいと思えます。

令和4年10月25日開催の石州会理事長との意見交換会を経まして、町の地域医療を守るには、早期の公設民営化の実現が必要であるとの認識を再度共有できましたので、より早期の実現に向け関係機関との連携を進めていく考えでございます。

とりわけ、このたび議案を上程をしております。吉賀町医療介護統括管理者との連携は極めて重要でありますので、体制が整いました暁には、緊密に連携しながら対応してまいりたいと思えます。

なお、公設民営化に向けた申請時期について、以前島根県のほうからの情報提供では、申請期間に1年半を要するとのことでしたが、再度この点について確認していただきましたところ、「総務省の見解では、特にそのような期間は要しない」との回答でございました。

そういたしますと、課題整理や諸条件が整えば、この条件が整えばということでございます。これは仮定の話になりますが、そうした条件が整えば、令和6年4月の公設民営化に向けては、来年度中においても申請は可能であるというふうに我々は考えております。そのことを申し添えておきたいと思っております。

それから、その冒頭のところで、一般質問の締め切りと全協のお話でございました。これはまた議会運営委員会のほうでの議論だと思います。私のほうが答弁する筋合いのものではございませんので、また議運のほうでそこらあたりについては、執行部も含めてになろうかと思いますが、ぜひ御協議を頂きたいと思っております。

それから、御提案なり情報提供のありました、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」、私もその資料をちょっと持っております。恐らく内容は同じだと思います。

まずはこれにありますように、公立病院ということになりますので、今現在で吉賀町にあります六日市病院は公立病院ではございません。社会医療法人ですので、公的病院という位置づけになります。

ですから、形としてどんズバリこれが当てはまるかという、そうではないというふうに現段階では思っておりますが、とは言いながら、公設民営化を目指すということになれば、その前段で国に対してのアプローチが必要になる。そのときには、幾らかのお話にありましたガイドラインでありますとか、そうした計画を出さなければならないとなると、おおむねこれに沿ったようなものをやはり求められるということになろうかと思っております。

ですから、いろいろ財源の活用のごも御提供なり、今情報提供頂きましたが、少し担当のほうでも深掘りをさせていただいて、今の段階で御提案のあったような内容は該当するかどうかということは、これこそ県を通じて調整をしてみたい、調査をかけてみたいというふうに思っております。

それから、議員は重々もうその資料を熟読しておられると思いますが、我々がこれを見てもうれしいのは、結局今回のようなこの公立病院もそうですが、一般、いわゆるその六日市病院の今の公的な病院もそうだと思うんですが、いずれにしても都道府県が深く関与しなさいということがたくさん書いてありますよね、これの中に。

ですから、このガイドラインをつくるにしても、その策定の段階から都道府県の役割、責任を強化ということが、本当事細かに書いてあり、至るところに書いてあります。それから、六日市

病院のようないわゆるその中山間地にある不採算の病院に向けては、都道府県立のいわゆる基幹病院のほうから医師を派遣するような努力をなさないとか、そうしたことがたくさんあちこちに書いてあります。

ですから、私はこの総務省のガイドラインは、しっかり使っていかなければならないと、都道府県が深く関与するというのが、やはり強調していかなければならない。

じゃあ、今島根県がそうでないかという、決してそうではありません。本当、今六日市病院の問題については、早い段階から島根県の医療政策部門、具体的には健康福祉部になりますが、そこが非常にいろいろなことの調整もしていただいていますし、現段階では公設民営化という話になっていますから、そういたしますと、今度は県庁部局という、地域振興部の市町村課、財政のほうでございます。

そうしたところにも実務者会議、それから今から行われるであろうコアメンバー会議の方にも参画をしていただくということで、県のほうも非常に前向きになって、今一緒に御協議もしていただいておりますので、これからもそうした形で、県のほうのお力も頂きながら、情報交換もしながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 町長も、この地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化のガイドラインを見ていただきまして、私もうれしいところでございます。

先ほど町長が言われましたが、都道府県の役割、そして責任の強化という形でこのガイドラインの中にも、これは概要ですが入っております。

それで、県のほうの医療体制の方針もざっと見させていただきましたが、この益田圏域の中で六日市病院もその中の一つ、益田圏域の医療構想の中の一つという形で位置づけられておりました。

ですので、その辺も合わせて先ほど言いましたあくまで町長言われますように、今は民間病院ではございますが、この制度を公的病院という位置づけに何とか県のほうに協力頂きまして、こういう制度を使ってやっていただければ、木谷先生や山本先生のほうの経費をできるだけ削減できるのではないかと、改めてもう一度言わせていただきます。

そして、病院に関しては最後の質問になります。

この病院、公設民営化するという判断をされました。そして、そのために私は思いますのに、この今現状ある施設、そういうものを町が取得する必要があると思います。この取得方法はどのような形で今考えておられるのか、もう恐らくであります、いろいろ進行している部分もあるのだと思いますが、その辺をお教えいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これから公設民営化に向けての施設の取得方法ということでお答えをさせていただきます。

公設民営化に向けての施設取得についての御質問でございますが、取得について様々な方法があるというふうに考えております。建設から相当の年月が経過し、老朽化も進んでいることから、様々なケースが想定されるのではと考えており、この点につきましては、専門家からの指導助言を得ながら、所有者だけでなくその他の関係者との協議も必要であると考えておきまして、そのため必要な予算を今議会に上程しておりますので、予算成立により体制が整いましたら、具体的に協議等に着手してまいりたいと思います。

具体的には、今までのその実務的な関係者はもちろんでございますが、特にとということでございますと、弁護士の先生をお願いするということでございますが、そうしたその法的なところの根拠をしっかりと捕まえた上で、捉えた上で協議を行わないといけないということでございますので、恐らく石州会六日市病院様のほうも、そうした法的な専門の方を準備をしておられる、準備をしていくことになろうかと思いますが、そうしたところで、我々のところではなかなか解決できない部分も出てきます。

それから法的なその解釈なり整理が、我々のところでは到底かなわないところもありますので、そうしたところは弁護士の先生等を通じて、まさに専門的な分野で御判断なりをしていただくということになろうかと思っております。

様々な形で御協議をさせていただいて、この施設の取得については当然のことでございますので、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

ですから、現段階でこうした方針に臨むということには、まだ至っておりません。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。ですので、買取りにするとか、例えば譲渡とかということは、まだ決まっていないということでもよろしいですかね。分かりました。

それじゃ、続いての質問になります。旧六日市学園の施設利用についてであります。

先般の第3回定例会、9月でも質問いたしました。改修の程度によっては、譲渡後すぐ、さらなる改修が必要になるのではないかとこのことを質問させていただきました。

みなし法人様と、もしくは施工業者様との保証契約ができていないのか、できていないのか、先般町長の答弁では、8月17日の協議1回きりで終わるわけではなく、協議に入ったばかりでみなし法人としっかり連携をしていくことで、その後の進捗をとということでしたので、その後の進捗をお聞きいたします。保証ができていないのか、保証が取れたのか、お教えてください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の旧六日市学園の施設利用についてということで、まず1点目でございます。保証契約等について御答弁申し上げたいと思います。

現時点での施設活用の検討につきましては、先般の全員協議会で説明させていただきました。用途によっては補修等が必要となる可能性がございます。補修費用は民間資金等を活用することや、企業版ふるさと納税制度の活用を想定し、また全てを一度ということではなく、必要に応じて順次行うことになるというふうに考えております。

9月の定例会一般質問でも回答させていただきましたが、補修工事に関するみなし法人との保証契約の締結は困難であります。みなし法人と補修事業者等の間に瑕疵担保、今回通告の中で恐らく瑕疵担保のお話だろうと思いますが、でございます。

現在は、これは契約不適合責任というふうに言われておりますが、こうしたことに類することが仮に発生した場合には、その都度協議を行えるように調整をしてまいりたいというふうに考えております。

そのために、引き続きになりますが、みなし法人側との情報交換を積極的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

幸い、みなし法人側の事務の方、責任者の方も、いろいろな形で今担当しております企画課のほうと情報交換もしていただいていますし、特にああして今一般社団法人が旧学校施設を使用して、いろいろなことを今企画をして事業もしておられますので、再々その都度こちらのほうに向いていただいておりますので、そうした機会も捉えながら、継続的な協議をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、建物についてでございますが、この建物は1992年、平成4年に建築確認を受けた建物でございます。構造的には新耐震基準を満たしているものでありまして、躯体自体の構造的な問題はないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 耐震もできているということを聞きました。少し安心しました。学園の利用についての2つ目の質問に入らせていただきます。

第3回定例会の一般質問で町長の答弁では、耐用年数という言葉が使われました。当該施設の耐用年数は何年なのか、あと何年あるのかということをお聞きします。

先ほど町長からの答弁の中にもありましたが、平成4年ですかね、築29年になる建物であります。みなし法人側は学校として使えるように改修するというので、しっかりとしたその活用、学校として使うためには問題ないような、これは担保できるという答弁でありました。

先ほど言いました耐用年数、今後何年もたせるような建物と見ておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、耐用年数についてお答えをしたいと思います。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で申し上げたいと思いますが、これによりますと47年とされております。先ほど確認申請のことを申し上げましたが、実際のその施設の建築年で申し上げますと、1993年、平成5年でございます。したがって、経過年数は29年、残存期間、減価償却資産の耐用年数上の残存期間は18年というふうになります。

これは、あくまで資産の償却に用いる法定耐用年数でございます。環境や修繕等の状況にもよりますが、47年経過したら直ちに使用できなくなる、解体しなければならないということではないということは、申し添えておきたいと思っております。

仮にということで申し上げたいんですが、実はこの吉賀町役場のこの本庁舎、47水害、昭和47年の大水害がございましたが、その時に建築をされた建物でございます。そういたしますと、今年がちょうど50年、半世紀たったという建物で、こういう状態でございます。途中で耐震の工事もしましたので、耐震も大丈夫ですし、躯体自体も大丈夫、50年たってもこういう状態でございます。

学園は先ほど言いましたように、減価償却資産あと18年ということで申し上げましたが、これから18年たってプラス3年でちょうど50年、ですから、旧六日市学園も、今から約21年経過をしても、おおむねこの役場の本庁舎と同じような状態というふうに考えるのが妥当だと思いますので、耐用年数上はそういうふうになりますが、実際その建物の使用がどうだということ言えば、この役場の庁舎を取ってみれば、そういうだけのまだ年限は耐えられるというふうに我々は理解しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 次の質問に入らせていただきます。

3番目なんですが、改修後の無償譲渡を受けるに当たり、改修業者の把握ができていますのかということで質問を書かせていただいております。

先ほど町長の答弁の中で、1番の質問の中で、瑕疵担保という形でみなし法人様と施工された業者様の保証に関しては、あるような回答でございました。

1番のところにも書かせていただいたんですが、法律上改修された場所に関しては、最低限リフォーム、改修であっても、1年間の保証を受けられるのが法律上決まっておりますので、今後改修されたのが、躯体に関しては、大幅そこで終わっているということでありまして。来年の11月までは最低限保証が受けられるので、この改修された業者というのを把握しておかれる必要があるかと思いますが、把握しておられますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の段階は、補修をみなし法人様のほうが業者のほうと話し合いをしながら、補修工事に当たっていただいておりますので、今の段階で我々がそこへ立ち入ることは、これはちょっとどうかと思いますが、いずれにしましても、補修工事が終わった段階で、無償で今度は譲渡を受けるわけでございますので、そのときは幾らかのやはり引継ぎも必要になってこようかと思っておりますので、そのような対応をしたいと思っております。

仮に、先ほど通告がありましてお答えしましたように、補修等がまた後に必要ということになれば、その段階でみなし法人様のほうと協議をさせていただくような、これから調整をさせていただきたいということでございます。

これから補修後の譲渡を受けるわけでございます。それに向けてみなし法人のほうと様々な調整をしていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。じゃあ、4つ目の質問事項に入らせていただきます。

今年度もう後3か月あまりですね、年度内の改修は可能なのかというところで質問させていただきました。そして、スケジュールでは9、10、11月で改修工事が完了されるというスケジュールだったということ、通告書に書かせていただいたんですが、先般9月の定例議会の一般質問の現況回復ポイントの中で、「屋根の雨漏り工事の見積りは、業者様のほうからみなし法人様のほうに既に出ている」という町長の答弁がございました。

ですが、先日の全員協議会の説明では、雨漏りは屋根が原因ではなく、樋の詰まりから軒天、そして天井に漏水したという報告がありました。それが原因だったという報告がありました。

私その説明を聞いてあれと思いました。そもそも屋根の工事の見積り、屋根の雨漏り工事の見積りをみなし法人様が業者様より受けておられるという町長の答弁でありましたが、屋根じゃないんだよ、樋の詰まりによる漏水なんだよというこの差、これは8月17日にみなし法人様との会談の中で説明されたことに齟齬といいますか、があったのか、町長の答弁の中で何か違うところがあったのか、その辺が正直言いますと、本当あれれということを感じました。この辺に関して、どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前回の答弁で少し、しっかり伝わってない説明だったかも分かりません。

あの雨漏り工事云々というその見積りの話でございますが、当然瓦の経年劣化もあつたりしたということで、そうした調査も含めた見積りだったということで、現に業者様のほうでそうした瓦を数枚取り替えたということを対応しておられるということでございます。

それから、我々が心配しておったのも、まさに議員が言われるとおりで、その躯体自体に何か

の欠陥があつての雨漏りではないかというようなことを考えておりましたし、それからほかの議員のほうからも御指摘がありました。

実際中に入ってみると、壁のクロスが下がったところがあつたり、それから、こうしたところで幾らか汚れた部分があつたんです。これも結局前回資料にありますように、雨樋に蓄積した滞留物と、それからもうひとつは強風で瓦と、そうしたところに滞留物があつたり、水が染み込んだというような状況でございますので、躯体自体にはまず問題ないということと、それから前回の全協の資料にもあります補修工事の内容ということで、12月以降も、既に12月に入っておりますが、これから校舎と、それから図書館については、それから天井とそれからクロスの張り替えを今からさせていただくというような計画でございますので、その状況もまた確認をしたいと思ひます。

それから、当然今大きな補修といへば、それで終わるんだらうと思ひますが、これはあくまでみなし法人側の御判断でございまして、まだまだ現場のほうで企画課のほうで調整もさせていただきながら、もう少し手直しをしていただきたいということが出れば、これも引き続きやっぱり協議をさせていただく。まだ時間がございまして、そうしたこともやっぱり努めていかなければならないというふうを考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 屋根だけではなく、そういう形の見積りも合わせた見積りだったということを聞きまして了解しました。

先般、高津川てらすさんの主催のほうで、建物の見学、イベントはちょっと中座というか、途中時間が足らずで私は帰りましたんですが、建物の見学のほうまではさせていただきました。

そのときに、企画課長もついて少し回っていただきました。なかなか建物は、あの大きな建物を全部見るということではできませんでしたが、柱の部分、構造の一番大事な柱の部分は、壁も一部取り壊して、その中身を確認するという、確認して問題なければという形の確認もしておられたようで、課長のほうから「大丈夫ですよ」という答えも頂きました。

それで少し安心しましたし、先ほど耐用年数が償却の部分ではありますが、後18年というところがまだ残っているよということで説明頂きましたんですが、一部気になったところで、建物の計画のところ、これ全協の資料で、今日は皆さん持っておられるかどうかちょっと分かりませんが、全協の資料で六日市学園の平面図が、1階、2階と載せてありました。

その1階で言いますと、19番、20番ですかね、あと2階で59番、すみません、それが20分しかなくて、この建物を全部だ一と私も回りましたので、記憶の中で今1階だったのか2階だったのかははっきり覚えてはおりませんが、この三角の部分、一部陸屋根の部分がございまして。そこの壁がもう雨漏り等、壁、天井ですね、雨漏り等でもうカビだらけになっておる

と。ここも角になりますので、大切なところであります。

ここがせっかくああして2階等と壁を破られて、躯体を見て点検しておられるところだったんですが、ここは確認しておられなかったのかなという、ちょっとお聞きしようと思っておりますが。

これ陸屋根の部分というのは、とてもデリケートな部分でありまして、役場の庁舎も陸屋根の部分大きな面積がありますが、これ防水が一度切れたらなかなか直せない、再度防水工事をかけないといけないという部分になると思います。

この部分は、まさしく陸屋根の部分です。こういった改修に関してはもう終わられて、後の先ほど言われました壁のほうの補修をされるという部分なのか、その辺ちょっとお聞きしたい。これすみません、通告にないことではありますが、改修工事が11月までで、大体躯体に関して終わったという説明がございましたので、あえて質問させていただきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 担当の企画課のほうでも、今の箇所については把握をしているようでございます。これから協議をさせていただく準備はあるとのことでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。これ気になりましたので、続いて協議していただいて、しっかりと修理していただきたいと思います。

それでは、最後の5番目の質問に入らせていただきます。

保証は結局取れなかったということではありました。それで、耐用年数が後18年ぐらいはあるという判断もお聞きしました。これに関しては、あの同僚議員の質問にもいろいろありましたので、あまり深くは聞く必要もないのかなと思いますが、改めてこの改修、この建物に対して改修と解体の時期が来たときに、誰がどのようにやっていくのか、そしてその責任はどこにあるのかということをご改めて聞かせていただきます。お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件につきましては、9番議員のところでお答えしたとおりでございます。今のこの段階でそこについて突き合わせをするのは、少しやっぱり無理があらうかと思いません。

と言いますのは、やはり経済的な状況であったり、それから先ほどあの償却資産の耐用年数でも申し上げましたし、これが18年後、さらにその耐用年数が切れた後も、当然建物として扱える状態、役場の例を申し上げましたが、こういった状況でございますので、いろいろなその事情の中で解体撤去というのは、その中途でもあるかも分かりませんが、そうした時期が確定をある程度見えた段階で、そのときに改めて関係者で協議をすると、こういうことにさせていただいた

いというふうに思っております。

ですから、そうした協議をするということ、無償譲渡を受けるその契約の中で、少し情報としてうたっていく必要があるかなと思っております。

譲渡を受ける段階で、いつ、誰がどういった段階で、どのぐらいのものを経費を充てて解体撤去するというような具体のところは、現段階ではちょっと難しいと思っておりますので、先ほど言いましたような内容で、これから対応させていただく準備をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 準備をされるということですが、一般的に言いますと、旧六日市学園のほうとの契約でも、あの土地は無償で提供し、建物は六日市学園さんが建てられて、建物所有は六日市学園さんだったというふうに思っております。

それで、それを撤退というか、本来は更地にして、土地をお戻しいただくという形の契約だったと思います。

通常、土地の対策の中で、その上に構造物を建てる場合、その後退去撤退される場合は、本来解体して返すという契約がほとんどじゃないかなと、それが一般的ではないかなと思っております。

今回に関しては、町が無償譲渡で、町の土地に建物があります。ですが、地域再生推進法人様に無償で貸与されるということになっておりますので、そのときにどういうふうに建物の管理をするのか、建物、いずれのことですね、管理をするのかということもしっかりと契約の中に入れるべきでないかと私は考えております。

その辺、改めてしっかりいま一度、まだ3か月あまりございますので、考えていただきまして、その辺の責任というところ、先ほども聞かれませんでした、きちんと責任の所在をお示ししていただけるように、努力していただければと思っております。

最後に、先ほどの屋根の雨漏り工事のところ、あれと思いましたが、9月の議会で、議会としては、この建物の活用に関しては、慎重な対応をしていただきたいということを決めました。私が思うに、こうやったあれれと思うようなことがあるというのは、もう慎重な対応をしておられないのかなというところぐらいまで、ちょっと不安に思ったというか、感じました。

まずこうやった丁寧な説明を議会に対してしていただく、先ほどの建物の屋根の工事ですね、あれ陸屋根の部分の工事のことも、先般の全員協議会では説明ございませんでした。私が今回一般質問でさせていただいたからこそ、こういうことがありました。こういった中途半端な説明ではなく、丁寧な説明をする、そして皆さんに理解を頂くということが、本当に慎重な対応なので

はないかと私は感じております。

今後まだ3か月あまりございます。その間しっかりとみなし法人様との関係性をさらに強くしていただきまして、丁寧な対応、そして慎重な対応をしていただきたいことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。
ここで昼休み休憩にします。

午前11時39分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

一般質問を行います。10番目の通告者、6番、松蔭議員の発言を許します。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） それでは2点ほど通告してあります。1点目は町長に対してであります。今や人生100年時代と言われております。今後も高齢者の人口割合が増える。絶対数より割合が増えていく。今まで経験したことのないというような時代となり、新しく様々な問題が出てきます。体力・知力は劣り、若者と社会で共生するのは大変な時代となる。しかし、年は取ってもお互い支え合って、なるべく人に頼らないようにしなければならないと思います。

高齢者として、今問題の一つは移動手段があります。自分でいつでも、どこへでも行くことが必要であります。運転免許の返納や、更新が難しくなり、自動車の運転ができにくくなります。そこで、アシスト自転車、電動カーなどでは、いつでも思うときに行けます。どこへでも行けます。75歳を過ぎたら、これは後期高齢者ですが、条件をつけずに、それらの購入の助成をしたらどうでしょうか。町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは松蔭議員1点目でございます。高齢者自立支援はいかにあるかということについて、お答えをしたいと思います。議員御指摘のアシスト自転車、電動カー等に関する購入の助成について、現時点において吉賀町においては行っておりません。

全国の自治体では、子育て支援の一環や温室効果ガス低減のために購入の助成を行っている自治体がございます。一例として御紹介いたしますと、三重県伊勢市でございますが、こちらの自治体では高齢者の日常生活における移動手段を確保し、地域の活性化及び社会参加の促進や心身の健康の増進、介護予防の推進を図ることを目的に、一定の条件を付して購入の助成を行っているということでございまして、こうした自治体があるということでございます。

吉賀町の75歳以上の方は、10月31日時点で申し上げますと、1,551人おられまして、加齢とともに運転免許の更新が難しくなるなど、移動手段に不安を持っておられる方は多いと感

じております。吉賀町で安心して健康に暮らし続けるためには、高齢等の理由により自動車を手放すことになった場合にも、自立した日常生活及び社会生活を確保するために、自らの力で移動できる環境整備が求められまして、令和元年12月から令和7年3月までの5年4か月を計画期間として、吉賀町地域公共交通網形成計画を策定して、地域の実情に応じた持続可能な公共交通サービスの提供に取り組んでおるところでございます。

平成29年5月からは、65歳以上の運転免許自主返納者に対して、路線バスの利用券の配布を行っております。また、要支援・要介護状態となった方で、日常的に歩行が困難な方や日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方については、介護支援専門員の適切なケアマネジメントによりまして、介護保険サービスにおいて車椅子等の福祉用具を要介護状態の区分に応じて貸与することも可能となっております。

吉賀町としましては、まずは既存の事業や制度を活用していただきながら、既に実施をしている自治体の状況や財源確保も視野に入れ、御提案のあった購入助成の制度設計等を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ただいまの町長の答弁については、6月に私の一般質問で同じようなことを質問しましたら、答弁も今日と同じようなことで、検討しますと。話によりますと、検討しますというのはいらないということだと、誰かが言いましたが。

私は、このアシスト自転車なり電動カーを、ただそれを助成すればいいということではないんです。よくある話で、風が吹けば桶屋がもうかる。これはどういう意味かということ、御存じかと思うのでもう一遍言いますが、風が吹くとごみが立って、人々の目に入って目が悪くなって、目が悪くなると、生活のために三味線を弾く。三味線がようけいるから、三味線は猫の皮でできとる。猫の皮でできとると、猫を取って猫が減る。猫が減るとネズミが増える。ネズミが増えると、桶を噛んで桶を壊すと。それで桶屋がもうかるとういう、要するに最後にこういう関連があるという話なんです。

私は、ただアシスト自転車にしても、電動カーにしても、それを高齢者なり、身体の動けない人に、というんじゃないに、要するに自立です。高齢者の自立。今、町長おっしゃったんですが、結局年を取っても、やっぱり皆さんに役に立っているというのは、ちょっと言い過ぎかも分かんが、世話にならないようにして、健康で楽しくしていきたいというのが、年を取った者の大方の考えかと思うんです。

面白い川柳があるのですが、卒寿なり、90ですね。我もなりたや微助人。ビスケットというのは、微は細菌の微ですね、少ない。助っ人、年は取っても、助っ人になる。90。卒寿なり我もなりたや微助人。こういう気持ちを皆持つとるわけです。ですが年には勝てない。2人で1人

前ぐらいになってしまう。若いものと同じことをやっても、倍も3倍も時間がかかるが、それでもやりたい。社会の世話にならないでいたいというのが大方の年寄りです。ということで、そういう助成をして、それで自転車に乗ることによって健康になる。自転車に乗ることによって健康になるのと因果関係は、統計がまだよく分かってないんですけど、これは大体歩けば健康というのはある。

そういうこともあるので、そういう助成をすれば、どのぐらいというのじゃなしに、助成するという町の態度、それによって、あ、そうじゃなあ、そこまでしてくれるならということで、要するにモチベーション、年は取ってもやる気が出るという意味で、この助成云々と私は言うところでありますが、どうでしょうか、町長。その考えはどう思われますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずは大変貴重なお話いただき、ありがとうございました。答弁のところで制度設計等検討してまいりたいということで、これは6月のときにも最後のところで申し上げたということは、私も重々承知しております。検討するという言葉を使わないというような自治体もどうもあるということで新聞に出ておりましたけど、決して、検討するということは、しないということではありませんので、申し上げましたとおり、制度設計等を、本当に検討させていただくということでございますので、補助金ということのつくりになるんだろうと思いますけど、そのような自治体があるようでございます。担当のほうも、かなりネット等で検索をさせていただいていますし、私のほうも自分なりに検討させていただきました。

先ほど自治体の名前を御紹介させていただいたのは三重県の伊勢市でございましたが、ここなんか65歳以上の方で購入費の3分の1で上限3万円、それからほかの自治体、これは私手元に持っておりますが、愛知県の豊橋市なんですけど、この場合ですと、70歳以上で、ここは4分の1の助成で上限を1万5,000円。いろいろ手法とか方法があるようでございます。

高齢者支援という切り口と、もう一つは子育て支援ですね、電動アシスト。小学校、これも自治体によって本当にまちまちなんですけど、小学生以下の幼児を2人以上お持ちの御家庭、あるいは中学生未満、ですから小学校までのお子さんを2人以上お持ちの御家庭に対しては、電動アシストのものを購入した場合には何がしかの補助をするということで、いろいろ切り口があって、高齢者支援、それから子育て支援、もう一つは、さっき答弁させていただきました温室効果ガスと環境問題での切り口ということで、何を目的にするかということでまず様々ありますし、それぞれの目的によっては、今度は制度の内容がたくさんあるということでございますので、まさに先行して今対応しておられる自治体の事例を、しっかり検討させていただいて、制度設計に向けて、担当課はこれ高齢者支援というお話でございますので、保健福祉課ということになるろうかと思っております。

前回の6月のときには、これはいわゆる高齢者の方の免許証の自主返納、特に75歳以上の後期高齢者の方は違反歴があるなしによって、免許の更新がかなり難しくなったというお話でした。そうしたこともありますので、切り口とすれば今度は総務課ということもお話をさせていただきましたが、高齢者支援全体的で言うとそういうこともございますので、担当課のほうでいろいろな事例を精査させていただいて、検討するというところでございます。

それから高齢者の自立ということでの今回は質問でもございますし、先ほどお話がございましたが、まさに御高齢であっても、やはりその社会の一員として頑張る、地域貢献をしたいと、そのためにということでもございますし、当然そういうことで制度をつくることによってモチベーションが上がったり、それからもう少しほかのことで頑張ってみようとか、地域で頑張ってみようとか、インセンティブが働くわけでもございますので、そうしたことで御高齢の方が、人生の諸先輩方が元気になると、自ずと体が元気になる、心身ともに。それぞれの保険料も軽減されるということになりますと、やはりうまいこと回っていくわけでもございますので、1日でも長く、1年でも長く、健康年齢、健康寿命が上がるということが最終目的だろうと思っておりますので、そのためにも、さっき答弁させていただきましたように、制度設計について担当課のほうで検討させていただくということでもございますので、その辺の趣旨を御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 町長は大変ありがたい御答弁でございました。よく理解していただいていると思うんですが、この年寄りとは年としてみないと分からない。若い者にとっては分からないから、私はくどいように言うんですが、とにかく75歳以上過ぎると、要するに移動手段、免許証の更新が非常に難しい。恐らくやめろというお国の考えだと思うんです。

この制度は今年の5月の道路交通法の改正で、過去3年間で違反を一遍でもしたら、一遍でもしたというのが、スピード違反をしたか。若い者はスピード違反を何遍してもいいんです、おかしい話だけど。何遍してもいいというのは、ちょっと言い過ぎか分からないけど。スピード違反の感覚が若い者にはない。この前もあるところで、警察のスピード違反の取り締まりがあった。そのときにその場所を貸したもんが悪いといって随分苦情が来ました。何で私は苦情を受けにやならん。お前は次はないよとか。よそで見ると、そこらの建物のガラスが割られたり、自分が違反しとって、警察に捕まって、それでこっちにお鉢が回ってもらいと、ちょっと考え方がおかしい。

だから違反というのは、高齢者はもう絶対に、一時停止でも、11項目あるんです。そうすると、一つでもあると3年先の更新のときには、今度は実際に、認知症の場合はあの試験はまだ受けておられないと思うんだけど、70歳以上で、これはあんまり心配することはないです。絵を見て、それを覚えて、何があったかというテーマだけど、今度違反した場合の実地の検定を受け

にやいけん。これが大変。それで今、高齢者、要するに75歳以上のものはそれが一番気にかかる。一発でだめよと言われたら、次から運転できない。

その辺で、この今の移動手段のためということと、町長、今おっしゃったその健康のために、健康寿命、確かにこの医療費とかそういうものは減っていくと思うんです。以前、プールで水中歩行運動かな、この人はこのときには随分、あれで腰が楽になったとか喜んでおられたんだけど、最近ないもんだからまた腰が痛いという人が増えてきたかも分からない。そういうことで、そういうふうに先ほどの、風が吹けば桶屋のというように、どこかに波及するわけです。そういう高齢者を支援することによって。そういうことで、ぜひ前向きにやるというふうに、ひとつこのたびは検討じゃなしに、前向きに考えて実行するというふうなことを言ってもらえませんか、ちょっと。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現段階の答弁とすれば、先ほどの言葉につきる。それ以上のことは、今の段階では私のほうからは申し上げられません。といいますのは、6番議員が言われる趣旨は重々分かります。先ほど私が答弁したとおりでございますから、私もその辺の趣旨はしっかり受け止めております。

もう一つは、やはりこうした形で検討して、制度設計をして、まさに制度化をしようということになりますと、支援の手だてとすれば補助金ということに、多分なるんだろうと思います。そういたしますと、まさに予算編成方針ということがありますから、そこの枠の中でやっぱり考えていかなければならない。今、予算編成方針はそれぞれ原課が持つておる補助金制度、たくさんありますけど、それぞれの原課の補助金制度の中の総体を10%削減ということですよ。まさに全部スクラップ、あるいは10%削減ではなくて、相対的にやっぱり原課が考えますから。

やっぱり緊急度であったり、必要度であったり、そうしたことを勘案しながら、この補助金については10%削減するけど、この補助金については新たに立ち上げる、ビルドをする。ですから、それぞれの原課がスクラップアンドビルドの中で考えて、相対的に10%を落としていくという、こういう作業を今から予算編成方針に沿って事務方が進めるわけですから。仮にこの制度を新たにビルドすると、これ相応のものをほかのところでは幾らか勘案をしなければならないと、こういうようなつくりになりますので、答弁させていただいたことに間違いございません。制度設計の検討は当然させていただきます。その上で、財源の方もいろいろこう考えながら、それに見合うようなことができるのであれば、質問の趣旨は重々承知しておりますので、そうしたことをまず事務方のほうで判断をしていくことになろうかというふうに思っております。

やはり施策というのは、それこそ目先のことばかりというような言葉もございましたが、目先のことを当然考えないといけません、やはりその先を見据えて、例えば今回のこのことを実現

した後には、やはり皆さんが元気になられて、これは御高齢の方だけでなく若い方も含めてですけど、お元気になられて、結果的に医療費がかからなくなる、保険料がかからないようになる。そうすると相対的に財源が抑えることができるということですから、そうした思いで、まずは事務方のほうが検討するという事だろうと思います。

どの答弁要旨もそうなんですが、それぞれ原課のほうが責任持って、答弁要旨をつくって、それを私がどういうふうに見るかということで、議場のほうで発表するわけでございますので、重々今回の趣旨については受け止めておると思います。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ぜひビルドのほうでひとつやっていただけるよう、お願いは駄目か、やってください。

次に、2問目の質問。これは教育長のほうへお伺いするんですが、パソコンを使った教育が、今なされておると思いますが、これも義務化ですか。それで今、何か問題があるかと思うんですけど、どのような問題があるか。それから今後そのパソコン教育についてはどういうふうな方向があるか。これをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 失礼します。小学校、中学校では、それぞれの学習指導要領に示されているとおり情報活用能力の育成を図るため、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するというふうに記述されており、その学習が進められているところでございます。特に令和2年度からは、文部科学省主導でGIGAスクール構想が推進され、吉賀町でもパソコン、クロームブックを令和3年6月から7月にかけては中学校生徒、8月から9月にかけては小学校児童に1人1台配布し、各学校で本格的にパソコン端末を活用した学習が始まっております。

このパソコン端末を活用した学習のメリットはたくさんありますが、デメリットもあります。松蔭議員の御質問は、問題点、課題、またそれへの対応方針、対応策ということだと思いますので、それについてお答えします。最初に、パソコン端末の導入段階での課題です。このパソコン端末の利用は学校だけではなく、家庭への持ち帰りも想定しております。学校では接続とその接続速度など、インターネット環境を確保しておりますが、家庭への持ち帰りとなるとインターネット環境がない、あるいは不十分という家庭もあります。そうした児童生徒にはインターネットにつながなくてもいいオフラインでの学習、あるいは別に準備をしたプリントなどで補っているところではあります。

次に、学校におけるパソコン活用段階での課題です。2点ございます。1点目は教職員の理解や活用能力に差があることです。教育委員会では学校へのスムーズな導入に向けて、小中学校の先生方向けにクロームブックの利用の仕方、グーグルドキュメント、スプレッドシート、グーグ

ルミートなど、様々なアプリケーションソフトの使い方などについて活用研修を行いました。当初、学校では授業の中で総合的な学習の時間や社会科等での調べ学習で利用したり、低学年では学校の周りの植物や虫などを採って写真を撮ったり、体育のマット運動の技を動画として記録して振り返りに使ったりしていました。ですので、調べる、撮るが主です。

現在ではレベルも上がり、学習成果をクロームブックを操作しながら発表したり、別々のクロームブックパソコンで同時に共同編集の作業を行ったりと、電子黒板、教室に大きな電子黒板がごございますけれども、それとうまく連動させて対話的で深い学びにつながる授業なども行われております。ただ先月11月に行った学校訪問では、積極的に活用している学校がある一方、どのように活用していけばいいか模索しているという学校もあり、学校間の差も少なからずあります。今後は町内での公開授業や授業研究などを通して、パソコン端末や電子黒板の活用を推進してまいりたいと考えております。

2点目は、活用にあたってはどうしても操作のミスや機器のトラブル、機器の破損という問題が起こってきます。児童生徒、また教職員も慣れるにしたがって、そうしたミスやトラブルは減ってきております。ただ精密機械である以上、パソコンが動かないであるとか、壊れるということは避けられません。今までに破損等の対応件数は起動不良が2件、充電不良が1件、キーボード破損2件、画面割れが5件、学校のほうでは対応できないということで、教育委員会のほうに相談がございました。画面割れは予備のパソコンで対応し、そのほかについては修理対応としました。こうしたパソコンの利用や管理、また機器トラブルについては、学校の実情や要望に応じて、担当やICT支援員が継続して支援を行っているところでございます。

最後に、そのほか危惧される課題について、2点述べたいと思います。1点目は、インターネットトラブルです。インターネット上のラインやツイッターなど、SNSではいじめを誘発したり、犯罪に巻き込まれたりということが懸念されます。これについては、児童生徒にパソコンを配布する際に、インターネットでの様々なトラブルについて説明を行い、「周りの大人に見せることができる活用をしよう」という意識を高めて導入しました。なお、クロームブックではグーグルチャットという会話のできるアプリはございますが、ラインやツイッターといったアプリは使えなかったり、制限されていたりします。

さらに学校が初めから禁止事項を示すのではなく、子供たち自身で使うときのルールを決めるなど、主体的に考える工夫も各学校で行っております。またトラブルに巻き込まれることなく、上手に活用できる意識が高まるよう、毎年情報モラルについての出前授業なども行っております。今のところ、学校で配布したパソコン、クロームブックでインターネットトラブルになったという報告は受けておりません。

2点目は、児童生徒の健康面に与える影響です。長時間パソコンの画面を見ていたり、使って

いたりすると、目の疲れ、肩こりなど体に悪い影響も出てきます。そのあたりは学校の先生方が気をつけておられるようで、町内ではまだ健康面への影響が顕在化してきたといった報告は受けておりません。

一つ申し添えますと、授業において必ずパソコンを使用するわけではなく、担当教員は活用したほうが効果的と思われる場合に、意図的に使っております。今までどおり、黒板に先生が板書しての授業、ノートに練習したり、自分の考えを書いたり、アナログのほうがよい学習もたくさんあり、授業場面の多くはこうした形態です。今後は、調べ学習に限らず、自分の意見と友達の見解を共有したり、議論したりする場面やオンラインで直接行くことができない場所や、人とつながって学習を広げるなど、効果的なパソコンの活用も広がっていくものと考えております。

今後の方針についてですが、子供たちが学力を身につけるに当たって、パソコンはあくまでも手段、道具です。道具であるパソコンに振り回されず、デジタルとアナログという手段、道具をうまく使い分けられる子どもたちを育てたいと思っております。

最後に一つ申し添えますと、吉賀町立の小中学校でのパソコン活用教育は、近隣、また県内でも非常に進んでおり、教職員から高い評価を受けているということをお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 現在のパソコンを使った教育について返答いただきましたが、ちょっと今の中にSNS、スマートフォンも連動すると思うんですが、スマートフォンが今大変な問題になっている部分がございます。というのは、今、パソコンも、スマートフォンもパソコンですが、パソコンで睡眠不足となったという問題もあったようですが、さらに今言われとるのが、人の脳を犯す。これ何かスマートフォンにそういう機能をつけているらしいんです。機能というのは、要するに依存症になるためにやるんじゃないんだけど、自然にスマートフォンの依存症になる。

そうすると、子どもたちは今、脳の発達段階ですから、要するに発達障害、脳の発達障害、体じゃなしに脳のほうの。それから読解、読む力、読んで理解する力も貧弱になっていく。それから、情緒不安定、要するにすぐ切れるとかね、何かそういうふうな情緒的なところにも障害が出る。集中力もなくなる。もちろん睡眠不足、それから物忘れしやすくなる。こういう障害がどうもあるようなんです。

それでその依存症にならないように、これなかなか難しいと思うんですね、個人が持つとるわけだから。ほとんどの者が持つとる。それで今頃交通事故につながるようなことがありますよね。今、警察のほうの取り締まりもやかましい。あれをしながら運転すると、すぐ罰金。それから、歩きながらの歩きスマホ。これも事故につながる。それで特に子どもたち、大人になっても、も

う依存症のような人がいますよ、朝から晩までずっとスマホでゲームをやったり、ほとんどゲームをやると思うんだけど。

これね、楽しいらしいですね。私はあまり使わないんだけど。楽しいというのは、やっぱりそういうところに出ると、先ほどSNSか、あれをバーっとやると、何かいいねとか、そういうのが返ってくるらしいんだけど、そうすると脳のドーパミンというのが出て、快感を感じるようになる。それでやめられなくなるというようなことがあるらしいです。それで、長い話してもしょうがないけど、そのスマホについて何か教育上、気をつけられることがありますか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、議員のおっしゃられた様々な子どもたちへの悪い影響、今、学校で行っておりますパソコン活用教育については時間設定をしたりとか、そういうずっと続けてというのはございませんけれども、やはり家庭で、いわゆるスマホであるとか、自分が持っているタブレットであるとか、そういうものによって子どもたちが遅くまでずっと動画を見続けていたりであるとか、SNS、ああいうチャットだとかツイッターとかそういうものにずっと縛られてしまったり、依存してしまったり、そういうふうな問題になるようなことは報告を受けております。

それについては、やはりずっと継続的にパソコン、あるいはそういう電子機器が与える依存症になってしまうことがあるとか、薬物乱用防止教育であるとか、喫煙防止教育であるとか、そういうふうなことは学校でももちろん進めているんですけれども、こういうパソコンについても依存症になってしまうような面があるとか、そういうふうなところは学校の保健学習で取り上げたり、それから、いじめにつながるようなことは情報モラルというふうなところでやっているところですが、まだ今現在で学校のほうでは、ネットトラブルはとにかく避けようと。健康については、そのちょっと次になっているようなところがございます。

今、議員が御指摘のところについて、あまりまだ学校の中では顕在化しておらないんですけれども、やはり家庭の様子を伺うと睡眠不足になったりとか、ずっと見続けて、やっぱり画面を見続けていると、どうしても眠れなくなってしまうというふうなことも聞いたりというふうなことがあります。これについてはやっぱり学校で、家庭の問題もありはしますけど、学校でもきちっと取り上げて、健康学習の一つとして、パソコンのデメリットについてはきちんと指導教育していかなければならないとは思っています。

その折に、メリット・デメリットをきちっと子どもたちに、こういうメリットもあるんだけど、こういうデメリットもあるんだよということをきちっと分けて教えていく必要があるということ、今後も学校のほうに指導助言をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 大変パソコン、コンピューターというのは、いい具合に使えば、ますます生活が便利になったりする。悪いほうに使えば、本当に健康とか犯罪、要するにもろ刃の剣なんです。それで、今パソコン教育始まったばかりですが、今からまだまだ、最近はIT、インターネットテクノロジー、要するに通信を使った技術で、いろんなことができるようになる。これは学校の教育じゃないけど、恐らくそういうふうなことも教育内容に入ってくると思うんです。ここにおいて、家の鍵を閉めたり、炊飯器のスイッチを入れたり、要するに遠くで通信を使ったそうしたものが、これ犯罪にも使われるんですね。だからそういうことも教育の中でやっていかなければ大変だろうと思うんです。

それから最近よく言われるAI、人工知能。人工知能であって、頭脳じゃないんです。知能というのは、記憶と、それから計算、これしかできない。これは人間の何百倍も何千倍も速く計算ができて、記憶力も多い。頭脳というのは、人間の頭脳と同じように、想像する。あるいは情緒、悲しみとか感情も。これは人工知能ではできない。その辺のすみ分けも、これもやっぱり学習していただきたいと思うんです。

それでちょっと最後に、今のパソコンの教育で、内容をお伺いしたのは、プログラムを何か簡単なものを学習しているように聞いたんですが、我々がやっていったのは、パソコンのコンピューターの言語、私らがやっていたのはベーシックというんですが、コボルとかフォートランとかC言語とか、これはかなり高度なので、どういう形でプログラムをつくっておられるか、その学習があれば、内容を教えてください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 学校におけるプログラミング学習ですけれども、もう既に小学校から取り入れられておまして、一つは実際にパソコンを使ってのプログラミングと言っても、ベーシック言語とかそういう難しいものではなくて、この動きをすると、例えばAのボタンを押すと前進だけする、Bのボタンを押すと右へ曲がるだとか、これを組み合わせながらここへ目的地にたどり着くようにするにはどうするかといったようなプログラムをつくっていくというふうな、パソコンをそのまま使用したもの。

もう一つはプログラミングと言って、論理的な思考力を養うということで、パソコンを使わなくても、特に算数科・数学科においてですけれども、こういうふうに出したらAはBである、BはCである、AはCであるというふうな、そういうふうなプログラミング的な思考を養うというもの、それも入っております。

今からは、そういうふうなものが学校のほうに順次取り入れられているところですけど、今現在まだ導入されたばかりで、今本当、研究途中ということで、どんどん入って、今はどんどん

進んでいるという状況にはまだ至っておらないというところです。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今から学校におけるパソコン教育は始まったばかりだと思うんですが、ますます、これ先ほども申しましたように複雑になり、高度になる。それからいろいろな生活の中でも、そういうコンピューターを使ったもの、ほとんどがそうなる。人間もサイボーグという、頭の中を改造して、コンピューター化するかも分からんし、これはちょっとSFじみたことですが、そういうことで、ぜひ学校の先生も、教えるほうもひとつよく勉強していただいて、私が言うのは何ですが、世の中に遅れを取らないような子どもたちを育てていただきたいと思います。終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、6番、松蔭議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後1時47分休憩

.....

午後1時57分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

最後の通告者になります。11番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 4番、桑原でございます。今定例会の一般質問の最終となります。お疲れのところ、いましばらく御清聴ください。

それでは、私の最初の質問をさせていただきます。

森林等自然環境保全に向けて、副題として、脱炭素に向けてという質問事項で、町長にお伺いします。

町長の、この3月におきまして、施政方針の中で、環境対策につきましては、令和2年10月に、国は2050年（令和32年）温室効果ガス排出実質ゼロを宣言し、令和12年の温室効果ガス排出量を、平成25年比で46%削減することを目標に、地球温暖化対策推進法の改正や、地域脱炭素化に関する事業の創設などを実施しています。

当町においても、国の方針に遅れることなく、地域特性を生かしたエネルギー対策を推進し、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指していきたいと考えています。

具体的な取り組みとしては、地域住民や行政等により構成される環境対策に特化した協議会を設立し、当町の地球温暖化対策に資する事業や、地域と調和の取れた再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化、廃プラスチックの資源化など、多岐にわたる課題の検討と解決に向けた取り組み

を実施していきます、と施政方針で述べておられます。

現時点において、その取り組みについて、現状と今後における考えをお聞きします。

私は、私の一般質問ではございますが、これも住民の皆様のためになると確信しておりますので、十分、町長には御丁寧な答弁をよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは桑原議員の森林等自然環境保全に向けてということで、まずは、現時点での取り組み状況と、それから今後における考え方等について、少し述べさせていただきたいと思います。

政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、本町も、地域特性を生かしたエネルギー対策を推進していく必要がございます。

第2次吉賀町まちづくり計画におきましては、環境に配慮した社会の形成の一環としてのエネルギー対策の基本方針として、消費されるエネルギーの削減や再利用の推進、再生可能エネルギーの導入促進に取り組むこととしています。

また、昨年度策定されました第2期となります吉賀町総合戦略におきましても、「脱炭素、再生可能エネルギーの促進」と、「ごみの減量化、再資源化の促進」に取り組むこととしています。

具体的な目標といたしましては、木質バイオマスストーブの設置を年10件、同様に、これ、住宅用でございますが、太陽光発電システム等の導入を年5件、可燃ごみの排出量を1割減としております。

自然豊かな吉賀町においての地域資源は、バイオマスや水です。そういった資源と併せ、太陽光や太陽熱などを、電気や熱といったエネルギーに変換して活用することを推進していくことが、吉賀町のエネルギー政策の中心となろうかと思えます。

具体的なところで申し上げますと、住宅用太陽光発電システム、木質バイオマス等太陽熱利用を推進するとともに、小水力発電の可能性など、新たな事業について拡充を検討していきたいと思えます。

なお、小水力発電の可能性等につきましては、ほかの議員のところでも答弁をさせていただいておりますので、そちらのほうで御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ただいま、町長の答弁では、今のバイオマス燃料ストーブに対してのとか、太陽光発電についてという、再生可能エネルギーに対しての答弁でございましたが、私は、この森林等という表題に含めておるのは、この環境というものに対して、森林が、特に重大な役割を果たしていると思われま。

今の風力発電にしても、環境破壊の可能性のある再生エネルギー、これは、私は必要ないと考

えております。そして現在、吉賀町にある森林を森林資源として有効活用するためには、この森林の整備保全として残さなければならない森林もあるわけです。そのためにも整備をしなければいけない。

昨日、7番議員の森林整備計画あるいは5番議員の脱炭素の推進、このことについても総合的に森林整備と併せて、再生可能エネルギーの現状維持、あるいは進めていくための、推進するための条例整備等に係るのではないかと考えております。

そのためには、カーボンオフセット、カーボンニュートラル、あるいはJ-クレジットの導入も考え、総合的な環境整備について考えなければ、対応していかなければならないと考えております。このことについて、町長、考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 森林整備のところも含めてということでございますので、少し申し述べておきたいと思いますが、ほかの議員のところ、森林整備の話の通告がございましたので、そこでも答弁をさせていただきます。

まさに、吉賀町でも国の方針に沿った森林整備計画を、平成31年の4月から、向こう10年間、令和11年の3月までということで、制定、策定をさせていただいております。

そのときに申し上げましたが、やはり、島根県の方針に沿って吉賀町の基本方針をつくっておるわけですが、先ほどお話がございましたように、循環型の森林整備を行っていかねばならないということで、ただ単に、一律に森林整備ということではなくて、生産林と環境林、こうしたことにやっぱりすみ分けをして行っていくのがいいだろうと、まさにそのことが、この計画の中にはうたってあるわけでございます。

生産林というのは、木材生産機能を有する森林であって、環境林というのは、公益的機能を有する森林ということですから、循環ということになりますと、生産林ということになるでしょうし、環境面でいうと、後段の環境林が、そうした形に該当するんだと思います。

吉賀町は、そうした基本方針を持っておりますから、当然、その生産林と環境林をどのように運用していくかというのが、また、この計画の中に書いてありまして、この2つの森林形態をどういう姿にしていくのか、まず、これを規定をして、じゃあ、その2つの森林、生産林と環境林の区域設定をどうしていくかということ。

それから、じゃあ、それぞれの森林において、森林の施業の方法はどういうふうにしていくかということが、申し上げた吉賀町の森林計画の中に書いてあるわけでございますので、ただ単に、その山を整備する、森林を整備するということだけでなく、その中には、環境の問題も当然入っているわけでありまして。

環境の問題なくして、今、山の問題、森林の問題は当然語れませんので、今年度当初のところ

で、その計画の見直しもしております。これから状況を見ながら、そのことについても、やはり、気をつけていかなければならないというふうに思っております。

それから、もう一つは山ということで申し上げますと、環境の問題もそうでございますが、やっぱり循環型ということになりますと、吉賀町が令和3年度から、森師の研修育成事業に取り組んでおりまして、今、1期生、2期生ということで、令和5年度から、また今度、第3期生でしょうか、公募を今かけておりますけど、こうした事業を行いながら、やはり後世に引き継いでいかれる山を、やっぱり整備をしていく。

そのためには、やはり、しっかりした環境にも対応できるようなことにしていかなければならないというふうに考えております。

それから、通告の中にもあります多岐にわたる課題の内容ということで、先ほど少しお話もございました。山を生かすということ言えば、バイオマスのガス化発電のことであつたり、以前から、ずっとお話がありますJ-クレジットのお話でございます。少し、そこら辺りを、お答えをさせていただきたいと思えます。

今の2つの件、バイオマスガス化発電とJ-クレジット制度のことについて申し上げたいと思えますが、御案内のとおり、津和野町で始まっておりますバイオマスガス化発電では、森林資源を有効に活用した再生可能なエネルギー活用として、大変すぐれた活用方法ございまして、地域のエネルギー自給の観点からも、大変有効な取り組みというふうに認識をしております。

ただ、ほかの議員のところでもお答えをさせていただきましたが、やはり、ここは少し状況を見ながらということも必要かと思えます。やはり、あれだけの津和野町にある規模感のものを、同じものを吉賀町につくっても、これは、ちょっと難しいかなということを感じました。現地に行かせていただいて、それから、現地の責任者の方とお話しする中でも、そんなお話がございました。

ですから、今、吉賀町が、例えば、そのガス化発電所のほうと連携を取るということであれば、やはり、その供給の面で連携をしていく。ただ単に、吉賀町の素材を、そこらへ出して下さいという形だけでは、当然、それはできませんので、そこに何がしかの付加価値をつけていく。そうしたことを、やっぱりやりながら、津和野町のガス化発電所と緩やかな連携を取っていくところから、まず始める方法は、私はあるかなと思っております。

そうすれば、吉賀町の山が循環をしていく、こういうことになるわけでございますので、そこは、やはり対応していく、検討していく余地は、当然あろうかと思えます。

それから、もう一つ、J-クレジット制度でございます。これも以前から、ほかの議員のほうからも、いろいろ御提案なりを頂いているところでございます。

町内におきましては、かつて「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」に設置してあります、木質チップ

ボイラーによるCO₂排出削減量をクレジット化して、温暖化につながるCO₂排出削減に寄与したところでございます。

このことについて、以前も答弁させていただきましたが、制度導入に当たっては、対象となります森林の抽出や対象森林の管理方法、それからCO₂の削減量の算出等の事務作業に、一定程度の期間が必要となります。

先進的に取り組みをされている自治体等も参考にしながら、引き続き、J-クレジット制度導入に向けては、検討を続けてまいりたいと思います。

御案内のとおり、鳥取県のある自治体は、本当に素晴らしいこの制度を活用しておられるということもございますので、そうしたことも勉強させていただきながら、森林を活用した、森林整備をしながら、環境の問題についても考える施策を構築していくというこうしたスタンスで、引き続き、協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

答弁漏れがあったと思います。条例の制定のことでした。失礼いたしました。

それから、環境保全に向けての条例の設置のことでございます。

環境対策に関する町の取り組みを検討協議する上で、町内外の様々な団体の方から御意見を頂くために、先般、条例の制定、御可決いただきましたので、吉賀町環境保全推進協議会を設置いたしました。

初回の会議を、先般、開催をしたところでございまして、この会議の中では、環境対策に係る現状や課題、各機関の取り組みなどを、委員の皆様と、まずは情報共有をさせていただいたというところでございます。

御質問通告にございます条例の制定、このことにつきましても、この協議会、この議題として取り上げさせていただいて、委員の皆様と協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 条例、協議会を設置されたということは、前向きであると考えますが、なぜ、私が環境条例を森林に対して特化するかと言いますと、島根県では、現在、原木生産も皆伐による生産を推奨していると思われまます。これは、民間業者における皆伐でございまして、そこに、当町の山林が施業計画にあるかどうか、そうした場所であるか、これは確認はできないわけでありまます。

そうして、現地は皆伐して、あと、広葉樹の場合は天然更新すればいいということでございますが、造林地、これは再造林をしなければならないのは保安林であって、普通林では天然更新でも構わないというふうな感じでおります。

そこに、当町の山林に対して、開発することに対しての縛りが必要なわけでございます。その

ことによって環境が保全されると。こういうことですので、ぜひとも森林について、届出制とか、伐採等はどういうふうにするのか、そうした計画はあるのかどうか、そういうチェック体制も必要だと考えております。

それと併せて、今、J-クレジットを推奨している、鳥取県の日南町ですが、来週、日南町での視察研修も行う予定でございますが、このJ-クレジットにおける自主財源、要するに財源の確保です。現在、日南町では、2013年気候変動対策認証センターにより、町有林の認証を取っております。町有林300ヘクタール、CO₂約6,600トン、これ、吸収率ですが、それが現在は、21年度、1,974トン、1トン当たり8,000円の価格です。1,579万2,000円、消費税抜きです。22年度、11月30日現在、764トン、総吸収量、5,213トン、金額にして、総計4,170万4,000円。こうした売買の金額は入っております。それで、まだ、今から足りないの、地元の森林組合から、2,000トンを購入しております。

購入者はかなりおまして、1トンから、大体200トンまでの購入量でございます。こうした森林環境譲与税を併せて、その自主財源をまた森林に還元するということでございます。

そうした自主財源も確保しながら森林を整備していく、こういう循環型の林業を、当町も検討していくべきではないかと思っております。

それから、今は風力発電については、この間の新聞報道にもあるわけですが、この新聞報道によりますと、一応、電源開発さんが計画する風力発電所の建設について、中止や規模縮小を視野に見直す方針を地元の自治会に示したとの新聞報道があります。

担当者は、レーザー測量などの結果、当初見込みよりも工事量が増えた上に、円安やウクライナ危機を受けた資材価格の高騰による事業環境の悪化を理由に上げた。風車の基数減や接続道路の線形変更を検討しているが、事業化の見通しは立っていないという。ただし、風強などの基礎調査は継続するというので、中止となったわけではないわけで、見直しということですが、かなりの大規模な風力発電でございまして、これの基に見ますと、かなりの作業道、あるいは環境は、大幅に変更になるような事業になるのは間違いないと思っております。

このことについて、一応見直しでございますので、それから、それ以上は町としては言えないかもわかりませんが、この森林環境に対する縛りがあれば、もっと事業者に対しても、圧力といえますか、そうした縛りがかけられるのではないかと考えております。このことについても町長、一言お考えをお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁させていただきます。前段の皆伐のお話、それから、皆伐と、今度は表裏一体ですが再生林のことです。まさに、言われるとおりでございます。本当に、町内のあ

ちこちで木を切っておられますが、皆伐が、あちこち見受けられます。

一般の台風で、大きな被害を町内あちこちで受けましたが、やはり、森林の再生林もそうですが、やはり、住民の皆さんの生活にどれだけのものが影響するのかと、本当に冷や冷やししながら、あのときも気にかけておりました。そうしたことも含めて、皆伐の部分と再生林ということは、やっぱり考えていかなければならないなというふうに思っております。

とりわけ、その再生林に対する支援につきましては、ほかの委員のところでもお答えをさせていただきましたが、いろいろな森林環境譲与税の財源を使って個人負担が軽減されるように、そうした、今、補助制度をつくっておりますので、ぜひ、そうしたことを活用していただきながら、再生林に向けて取り組んでいただきたい。行政のほうもしっかり支援をさせていただきたいなというふうに思っております。

J-クレジットのお話もございました。近々、鳥取県日南町へ出向いて、議会の視察をされるということで、非常に心強い思いでございますが、我々は行政といたしましても、以前から検討もさせていただいておりますが、先進事例をしっかり見て、これからの制度設計に役立てていきたいなというふうに思っております。

それから、風力発電でございます。御案内のとおりでございます。幾らか、今、事業体のほうがトーンダウンをしたということでございます。確かに物価を含めたウクライナの事案の関係で、非常に資機材が入りにくいとか、そうしたこともあるんだろうと思っておりますけど、それと、やはり私は担当の課長とも話しておりますけど、前回、この事業体のほうから配慮書の提出がございまして、吉賀町のほうからも、県に対してかなりの意見反映をさせていただきました。

島根県は、それをおおむね100%御理解いただいて、県は、県でその意見書をまとめて、事業体のほうに提示をされております。私は、やはり、そうした町からの声、町からの声ということは、これは、住民の皆さんの声だというふうに私は考えておりますけど、そうした声が、やっぱり届いているんだろうと、当然、それに基づいて、今回事業体のほうは、いろいろなこの検討しなおしていく、そうした中であって、やはり、かなりの工事の変更とかを余儀なくされているということがあろうと思っております。そうしたことも一つの一因だと思いますので、これからも、そうした意見をしっかり述べていきたいなと思っております。

新聞の記事でも担当課長がコメントしておりますけど、あくまでも事業の取りやめではなくて、工程の見直しでございますので、今回で、この事案が幕を下りた、下ろしたということでは当然ありません。少し、当初の計画でいきますと、次の方法書の提示が、本来ですと来年の春というお話だったんですが、今の段階では、そのめどすら立たないと、こういうふうに事業体も言っておられます。

とは言いながら、必ずその時期は来るんだろうと思っておりますから、それに向けて、先ほど申し上げ

げました協議会等で、いろいろ御議論いただいて、住民の皆さんの声もしっかり反映をするような形で、次なところでの対応を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、歯止めという問題もお話ございました。確かに、今、手持ちのガイドラインがありますので、そういった風力発電が設置できないエリアというのは、既に町のガイドラインで示してあります。民家から、いわゆる平行距離で600メートル以内は駄目ですよとか、そうした騒音のことも、ガイドラインに書いてありますので、まずは、そのハードルがあるわけですが、それに加えて議員の御提案は、環境に配慮した、例えばJークレジットであられるとか、そうしたことを山の中で施せば、それに対しても大きなハードルになるからいいんじゃないかと、こうした、多分、御指摘だろうと思いますので、そうしたことも含めて制度設計ができれば、Jークレジットとか、そういったことができれば、こうしたことも御提案のあった内容も、こうしたガイドラインの中へ、今度、詰め込みは幾らでもできるわけですから、まずは制度設計に向けて、議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） そうした森林に対する町の姿勢を、もっと明確にするためには、町に、今、森林、町有林でも、帳簿上は五百数十ヘクタールある。立木体積にして30万立米ぐらいあります。それですが、本来なら地籍調査は終わっていないのです。実質、台帳面での面積は入っているのだと思っております。

また、材積にしても、恐らく単純計算による積み重ねだと考えております。もっともっとある可能性が多いです。ただ、地籍調査、あるいはそういったものがない。確実な数字が分からない。それを把握しないのが、まず第一段階だと考えておりますが、そのために、昨日、町長も、今は航空レーザー測量図の導入と、これを考えているようなお話でしたが、ぜひとも、これは、本来なら3年前にも飛行機を飛ばして、航空写真を撮っておりますが、そのときにも、私はちょっと赤色レーザーの件を言ったはずですが、そのときは予算が足りないとかいう話であって、レーザー測量は断念したようなことだったと思いますが、そういった航空レーザー測量と併せて森林の専門家、これも、3年前に専門員を、吉賀町において専門員制度を導入するという話もございましたが、それもなっておりません。

ましてや、今の担当職員が2人では、仕事をするにも限度があります。そうした専門員なり、あるいは高度な技術の導入により、このことはデータ測量すれば、地籍調査も、かなり進むのではないと思われるわけですが、そのことについて、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 航空レーザー測量の活用につきましては、昨日、答弁したとおりでございます。検討させていただきたいということで申し上げておりますので、原課のほうを中心に、

そのことについては協議をさせていただきたいと思います。

それから専門員のお話がありました。産業課で言うと鳥獣対策の専門員も欲しいと、どの職場もどの職種も、専門員が、本当欲しい。それがなかなかできない中で、確かに専門員を置いたところもありますけど、そうしたことができない中で、もどかしさもありながらも、どうにか、今、現有の職員の中で、本当、もがきながらになろうかと思いますが、どうにか今、仕事を回しているのが現状でございます。

本当に、職員を幾らでも増やしていいのなら、本当、増やしたいです。現状を言うと、20人も30人も欲しいです。そのことによると、そうさせていただくと、間違いなく監査委員のほうから指摘があった長時間労働はなくなります。いろいろなことに対して対応ができます。

それが、いろいろな事情の中でできないわけでございますので、そうすると、やっぱり何を優先的にやるかという取捨選択の今度は段階であるんですが、そうした事情でございます。今、議員のほうからは、山に関する専門員ということでございましたが、まずは産業課におります2人が、まずは、そのスキルをたくさんつけていただいて、森師の皆さんと一緒に、この町の森を守る、森林を守るということを、まず、やっていただくということになろうかと思っております。

また、そうした状況が許すときが来れば、来てほしいんですけど、専門員のことについても考えてみたいというふうを考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 以上で、この森林整備、保全に係る質問は、一応終わります。できればそうした導入に関して、職員に負担が係らないよう、事業が推進していったほしいものでございます。

2点目の質問に移ります。小中学校・児童生徒の状況はということで、質問を教育長にします。

新聞報道によりますと、全国の国公私立小学校で、令和3年度、30日以上欠席した不登校の児童生徒は、24万4,940人となり、過去最多との報道がございました。この背景には、新型コロナウイルスの影響がうかがえると分析しております。

島根県でも、新型コロナウイルスの影響により不登校になった生徒は、小中学校1,000人当たり29.9人。これは、全国で3番目に高い率になっているということです。

そのような状況の中で、現在、吉賀町における状況と対策について、どのようになっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、1点目の不登校の状況についてです。

初めに、今、桑原議員がおっしゃられたとおり、不登校についての定義なんですけども、もう少し、ちょっと具体的に詳しく申しますと、不登校については、何らかの心理的、情緒的、身体

的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものというふうに定義されております。30日未満は、不登校傾向というふうな分類となっております。それから、病気や経済的理由、あるいはヤングケアラーというふうに呼ばれる児童生徒たち、こういうふうなやむを得ない状況の児童生徒については、長期欠席というふうな分類区分になります。ということで、これらにおける不登校については、不登校傾向、長期欠席は含まれてないというふうなことを、初めにお断りしておきます。

議員のおっしゃられるとおり、大変憂慮すべき状況ですけれども、全国では過去最多ということで、人数については先ほどおっしゃられたとおり、割合が約2.6%です。24万4,940人ということ。同じく島根県では1,528人で、約3%、全児童生徒のうち約3%で、同じく吉賀町内の小中学校では、全児童生徒、昨年、令和3年5月1日現在338人、児童生徒は在籍しておりますが、そのうち3名が不登校でございまして、約0.9%でございました。

コロナ禍の影響についてですけれども、児童生徒の活動が制限されたために登校意欲が低下したため、あるいは臨休の繰り返しで、学校を休むことについての抵抗感が薄れたため、それから生活リズムが乱れたためなどが、不登校の原因であるというふうに指摘されております。

なお、町内の児童生徒については3名とごく少人数であり、また個人が特定されるおそれがあるため、コロナ禍の影響によるものかどうかを含めて、その原因や状況についての言及は、ここでは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 現在、コロナ禍は続いているわけですが、このコロナによって、いじめ等、そういうふうな、学校内外で以前とは違ったような変化があったのか、そういうふうな状況はあったのかどうかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、コロナ禍の影響による学校内外の変化ということでお答えをいたします。

このコロナ感染を防ぐために、マスクを着用する。大声を出さずに、できるだけ黙って何々する。それから、密にならないよう、ソーシャルディスタンスに気をつけるなどが、大々的に小中学校で進められておりましたということで、以前はできていたことが、現在はできなくなっているという状況がございまして。

具体例を申しますと、向かい合って楽しく会話をしながら給食を食べること。また、学習発表会など、体育館で距離を保てなければ学年を入れ替えなければならず、そういう学習発表会を見

られない学年が出てしまうこと。あるいは、換気を行うために、こういうふうな寒い日になれば、授業中、少し寒さを我慢しなければならないことなどなどです。

とりわけ、日常的なマスクの着用は、人の表情を察しにくくなっており、児童生徒はもちろん、教職員ともコミュニケーションを取りにくくなっている状況は、問題となっております。しかしながら、こうした難しい状況の中でも、各小中学校では教職員の皆さんが感染対策をしながら、できる活動を工夫しながら行っている、続けているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 特に、給食なんかで、そうした黙食というのですか、これは、児童生徒にそういったことを、早い話が強いるというふうな学校、指導する先生の中には、いろんな考えの方もおられますが、そういうことに対して、教育委員会としてはどういう、要するに教職員、校長以下に対しての指導はしたのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） コロナ対策に関しては、ずっと、コロナが流行り始めた時期、令和元年の12月からコロナが始まりましたけど、令和2年の1月からというふうなことになりますけれども、その間、令和2年の3月は全国一斉休校というふうなことがございました。その辺りが、ずっとコロナ対策について文部科学省通知、それに準じて県からの通知が来ております。

本町では、今のところ修学旅行と遠足等に関するガイドライン、それから臨休措置等についてのガイドラインというものは、町教育委員会として定めておまして、それに従って、学校に指導をするようにしております。

そのほかの、例えば給食のときに黙食をするであるとか、体育をするときには、できるだけ、初めはもうマスクをするということでもございましたけれども、熱中症になったらいけないのでマスクを外すであるとか、その時々で、毎回毎回細かい通知が出ております。

それについては、教育委員会としては、文科省通知、県の通知を学校のほうへ、その通知文は送っておりますし、それから毎月、校長会というのがございまして、校長先生方には、この通知を受けて、各学校で適切に判断して、授業等を進めてくださいとっております。

学校によっては、大人数の学校もあれば少人数の学校もあり、ランチルームが、またどういう形であるとか、いろいろ違うわけでございます。それからアクリル板がきちっとそろって、マスクを取ってうまくできることなく、みんなマスクを外して、壁に向かって食べなければいけないところ、様々でございますので、一つ一つのこの通知に関して、教育委員会でこれは、とかいうふうな判断をして、いちいちの通知はしてございません。

ですので、校長先生方に、こういう文科省、県の通知、ガイドラインは出ているけども、それ

に沿って各学校の児童の実態、各学校の状況に応じて、適切に判断して感染対策をしてくださいというふうに申しております。

なお、黙食については、そういう3密であるとか黙食であるとか、そういう言葉が先行したというようなところがございますが、町内では、実際に学校を訪問させていただきますと、みんな黙って給食を食べております。特に、黙食、黙食というふうに教員のほうから指導があったのかどうなのかは、ちょっと、私もそこまでは把握しておらないんですけども、黙って食べているというのは、現在の状況です。

つい先日、文科省から別の通知が出て、黙食とは言っていないがというようなこともございましたが、これについて、また改めて教育委員会通知として出す考えはございません。それぞれの学校で適切に判断をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 学校では、授業以外に一番楽しいのは給食の時間ということで、特に、そういうことでお聞きしたわけですが、ここに質問の通告書の中にはございませんが、今のコロナ禍の影響ということで、新聞報道ではいじめも増えているという話がありました。

もし、そのような状況もあったかどうかというのと併せて、そういうコロナ禍の影響やいじめの影響によって、学区外の転校があったとかなかったとかいうふうな風評がありましたのですが、その辺の把握はしておられるかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 通告にはございませんでしたけれども、いじめに関しては、令和3年度の先ほどの不登校の調査と同時期に行われました調査で、本町内では小学校で22件、中学校で12件のいじめ件数がございました。

その対応についてでございますけれども、各学校においては、日常的に児童生徒の様子を細かく見取ったり、教育相談などの面談を行ったりしております。気になる子どもについては、生徒指導職員会議等で情報を共有したり、本人や家庭などへ、どう関わっていけばよいか、その対応や役割分担などを検討したりしております。

また、パソコン上の質問に答えて、現在の児童生徒の状況をコンピュータ分析するWEBQUという調査や、生活友達アンケートという質問等でも児童生徒の状況を把握し、客観的な資料としております。

さらには、学校配置のスクールカウンセラーが全員面談を行っており、気になる児童生徒の情報があれば、直ちに学校と情報共有をし、友達や教職員とのトラブルやいじめにあっていないか、家庭で心配なことはないかなどの把握も進めているところでございます。

それから、3点目の議員の御質問、いじめ等による校区外というふうなことは、詳細は、ちょっと申し上げることはできませんけれども、確かにございました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 以上で、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、11番目の通告者、4番、桑原三平議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後2時50分散会
